

東海北陸厚生局の事業年報

(平成23年度)

厚生労働省 東海北陸厚生局

はじめに

東海北陸厚生局は、平成13年1月6日の中央省庁等の再編成による厚生労働省の発足に併せて設置されて以来、東海北陸地区6県（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を管轄区域として、国民の皆様に身近なところで医療、健康、福祉などの業務を担っております。

皆様方には、東海北陸厚生局における業務の円滑な運営に対して格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成23年度においては、厚生行政の質の改善を目指す「業務管理計画の適切な進捗管理及び行政品質の向上への組織風土の定着」、国民の皆様の満足度を高める質の改善を目指す「行政サービスの向上」、省コスト化を目指す「コスト削減及び職場環境の改善」という3つの業務管理方針を掲げ、平成22年度から本格的に導入した業務改善への取り組みを引き続き進めました。

東海北陸厚生局は、今後とも東海北陸地方における厚生行政を進めるための拠点として、国民の皆様の高度化・多様化するニーズにこたえるため、各地方公共団体などとの連携強化に努め、地域に密着したきめ細かな行政サービスを提供していきたいと考えておりますので、関係各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本書は、平成23年度に東海北陸厚生局が行った業務の実績についてまとめたものです。国民の皆様や、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に、業務内容をご理解いただくとともに、参考資料としてご利用いただければ幸いです。

目 次

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先・・・・・・ 4
4. 東海北陸厚生局における行政サービス向上への取り組み・・・・・・ 6

第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

1. 行政文書開示請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 国家試験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 特例民法法人の指導監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 国有財産の管理及び処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

企画調整課

1. 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整について・・・・・・ 14
2. 地方社会保険医療協議会の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止
（診療関連死に関する調査分析モデル事業）の推進等について・・・・・・ 17
4. 医療構造改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5. 国民の皆様からのご意見・ご要望等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
6. 研修の企画及び実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

年金指導課

1. 滞納処分等に係る認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2. 徴収職員及び収納職員の認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
3. 立入検査等に係る認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について・・・・・・ 23

年金調整課

1. 社会保険労務士に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 年金委員の委嘱、解嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3. 学生納付特例事務法人の指定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

- 4. 国民年金等事務費交付金に関する業務について・・・29
- 5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について・・・31

社会保険審査官・・・32

健康福祉課

- 1. 中小企業等協同組合の認可等について・・・33
- 2. 消費生活協同組合の認可等について・・・34
- 3. 各種医療機関の指定等について・・・35
- 4. 各種補助金等の交付等について・・・38
- 5. 生活衛生同業組合の振興計画の認定等について・・・46
- 6. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について・・・48
- 7. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名等について・・・50
- 8. 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還について・・・51
- 9. 精神保健指定医の指定等について・・・52
- 10. 児童扶養手当支給事務指導監査について・・・53
- 11. 保護施設に対する指導監査について・・・55
- 12. 生活保護法施行事務監査について・・・56
- 13. その他の業務について・・・57

指導養成課

- 1. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について・・・58
- 2. 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）について・・・62
- 3. 介護技術講習制度に係る講習会について・・・63

医事課

- 1. 医師の臨床研修について・・・64
- 2. 医師確保について・・・66
- 3. 医師の再教育研修について・・・66
- 4. 医療安全に関する取組の普及及び啓発について・・・67
- 5. 心神喪失者医療観察法について・・・68
- 6. 医薬品等製造業許可等について・・・71
- 7. 毒物劇物の製造業・販売業の登録等について・・・72
- 8. 健康危機管理について（原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に備え）・・・72

食品衛生課

1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について・・・75
2. 対EU・対米輸出水産食品認定施設の指導等について・・・77
3. 輸出食肉を取扱うと畜場等の査察について・・・78
4. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について・・・78
5. 食中毒に係る調整業務について・・・80
6. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について・・・81
7. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について・・・81
8. 会議・研修会等への出席について・・・82

保険年金課

1. 全国健康保険協会に係る業務について・・・88
2. 健康保険組合に係る業務について・・・89
3. 厚生年金基金に係る業務について・・・90
4. 国民年金基金に係る業務について・・・91
5. 確定給付企業年金に係る業務について・・・92
6. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について・・・94

管理課

1. 2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の定款変更認可等について・・・96
2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について・・・98
3. 病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度の証明に関する業務について・・・98
4. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について・・・99
5. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る技術的助言・指導監督について・・・100
6. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の技術的助言・指導監督について・・・101
7. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係及び介護保険関係業務を除く。）の監督について・・・103

医療課

1. 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督業務について・・・ 104
2. 医療監視業務について・・・ 105
3. 東海北陸厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について・・・ 107

福祉指導課

1. 介護保険に係る自治体指導、地域密着型サービス事業者指導について・ 110
2. 業務管理体制の整備関係について・・・ 113
3. 社会福祉法人の認可等及び指導監査について・・・ 117
4. 障害者自立支援業務に関する実地指導について・・・ 119

指導監査課／県事務所

1. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険療養担当者に対する指導・監査について・・・ 120
2. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について・・・ 126
3. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について・・・ 128
4. 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務及び指導・監査について・・・ 129
5. 地方社会保険医療協議会部会の運営について・・・ 131

麻薬取締部

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について・・・ 132
2. 薬物事犯の取締について・・・ 132
3. 再乱用防止対策について・・・ 133
4. 相談業務について・・・ 135
5. 麻薬元卸売業者等に関する指導・監督について・・・ 135

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合し厚生労働省が発足しました。それに伴い、地方の機関についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、更に、厚生労働省から一部事務を移管し、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地方において、国民の皆様に最も身近な医療、健康、福祉などの社会保障政策を実施する、地域における国の「政策実施機関」です。

なお、地方厚生局は、次の法律により、厚生労働大臣等の権限が地方厚生局長に委任されています。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、医療法、救急救命士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、言語聴覚士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、保健師助産師看護師法、健康増進法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、栄養士法、調理師法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、理容師法、美容師法、クリーニング業法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、食品衛生法、製菓衛生師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、社会保険労務士法、児童福祉法、母子保健法、社会福祉法、生活保護法、消費生活協同組合法、社会福祉士及び介護福祉士法、戦傷病者特別援護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、精神保健福祉士法、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律、社会保険診療報酬支払基金法、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、日本年金機構法、中小企業等共同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

【平成16年 4月～】

平成16年4月には、国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止し、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月～】

平成20年10月には、社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せ、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

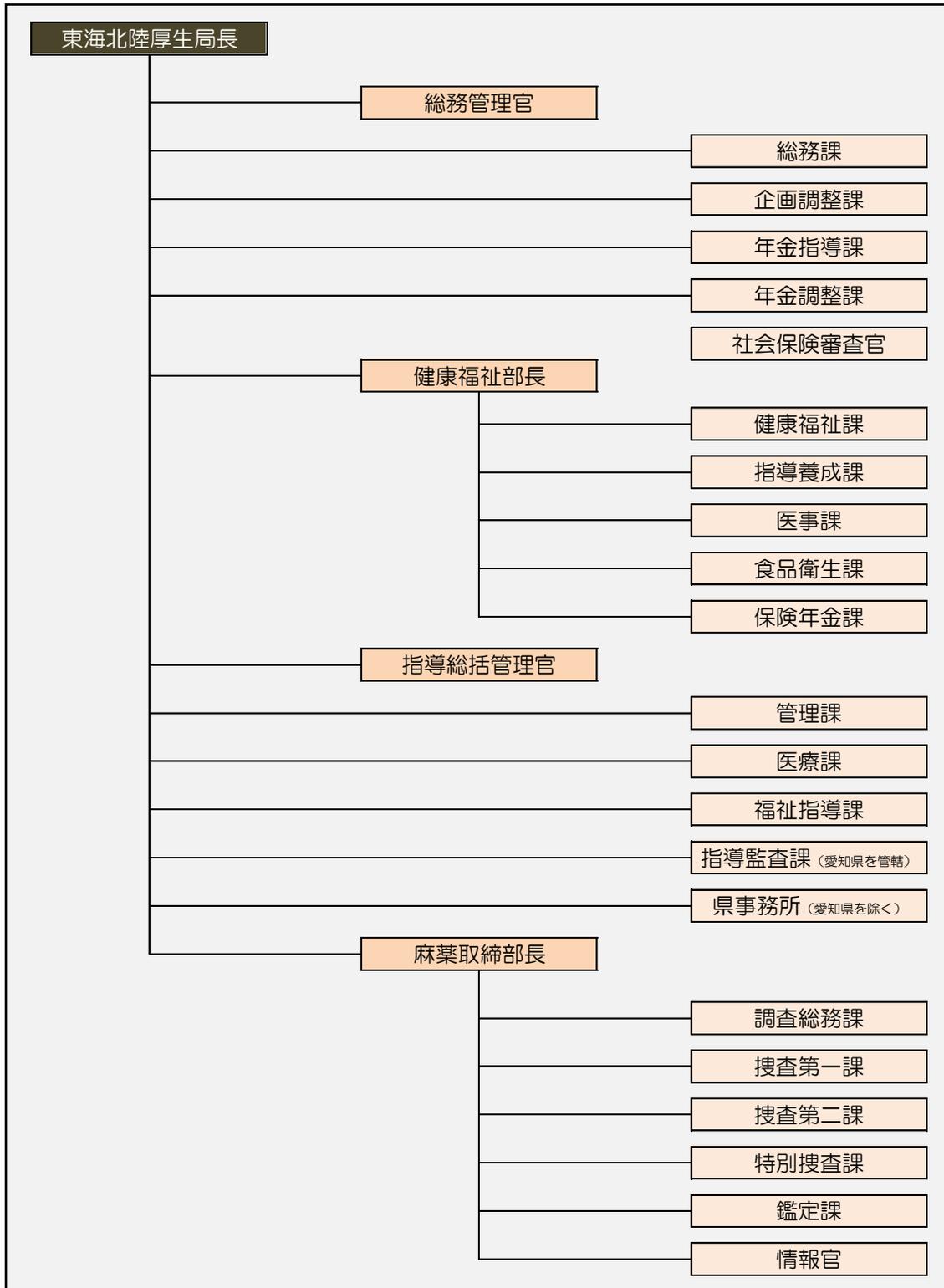
また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月～】

平成22年1月には、社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴い、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

2. 組織体制

(平成24年3月31日現在)



3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先

総務課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
健康福祉部		
・健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
・指導養成課	052-959-2063	052-959-2373
・医事課	052-971-8836	052-971-8876
・食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
・保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

企画調整課・年金指導課・年金調整課

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館8階

部・課	電話	FAX
企画調整課	052-979-7413	052-935-2644
年金指導課	052-979-7396	052-935-2642
年金調整課	052-979-7399	052-935-2643

管理課・医療課・福祉指導課・指導監査課

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館4階

部・課	電話	FAX
管理課	052-979-7381	052-935-9900
医療課	052-979-7382	052-935-9900
福祉指導課	052-979-7383	052-935-9900
指導監査課	052-979-7380	052-935-9900

社会保険審査官

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館 4 階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	052-979-7384	052-935-2641

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚せい剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	

県事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0004 富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第 2 ビル 4 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0906 金沢市十間町 5 あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 6 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0004 津市栄町 1-840 大同生命瀧澤ビル 5 階	

4. 東海北陸厚生局における行政サービス向上への取り組み

東海北陸厚生局では、厚生労働省設置法等により求められる厚生労働行政における役割を的確かつ効率的に実施するとともに、行政サービス向上等を目的とした業務改善等を推進するため、「業務管理方針」及び「職員行動指針」を策定しています。

また、厚生労働省の組織目標を踏まえ「東海北陸厚生局組織目標」を策定しています。

業務管理方針・職員行動指針

目指せ！行政品質向上！ ～ひと、くらし、みらいのために～

《平成23年度 業務管理方針》

I 業務管理計画の適切な進行管理及び行政品質向上への組織風土の定着

- 1 業務管理計画の適切な進行管理
- 2 主要業務における業務の標準化の推進と業務量の平準化
- 3 活発なコミュニケーションによる組織力の向上
- 4 人材育成のための体制の整備

II 行政サービスの向上

- 1 窓口業務の迅速化等、国民への適切な対応
- 2 業務の迅速化による主要業務の標準処理期間等の短縮
- 3 許認可施設等により提供されるサービスの維持・向上への支援
- 4 国民にわかりやすい情報提供の推進

III コスト削減及び職場環境の改善

- 1 行政経費の節約（契約の適正化）
- 2 職場環境の改善

《職員行動指針》

国民全体の奉仕者である私たちは、一人ひとりの職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りと使命感を持って職務に臨み、的確かつ効率的に業務を遂行するとともに、行政サービスの向上に努めます。

厚生労働省 東海北陸厚生局

平成 23 年度東海北陸厚生局の組織目標

東海北陸厚生局の組織目標

目指せ！行政品質向上 ～ひとくらしみらいのために

国民全体の奉仕者である私たちは、一人ひとりの職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りと使命感を持って職務に鑑み、的確かつ効率的に業務を遂行するとともに、行政サービスの向上に努めます。

【今期（23年度）の組織目標】

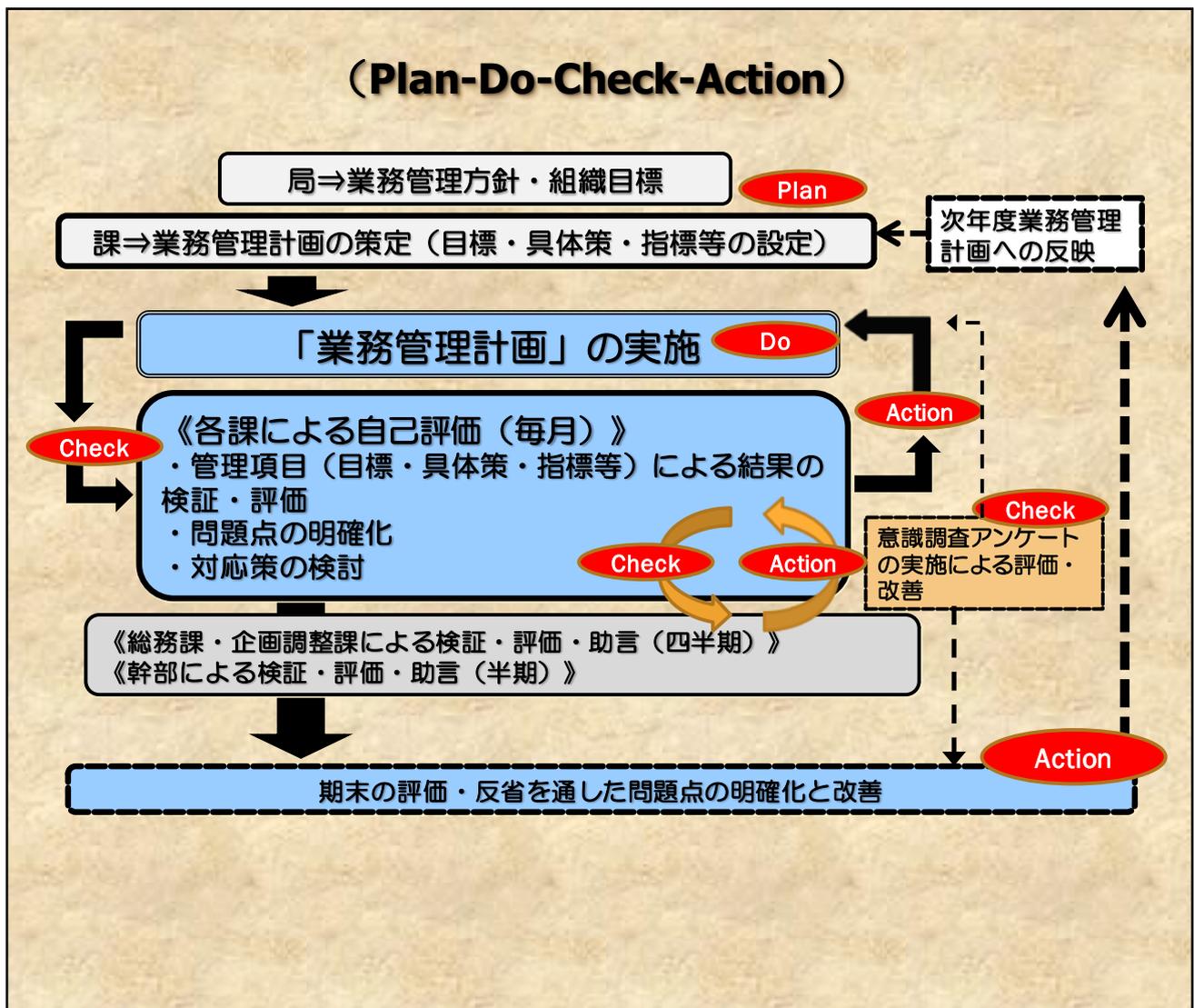
	内容	数値目標
1	<p>期限（平成23年度末）数値目標（「業務管理計画」の目標達成度80%以上）</p> <p>【業務管理計画の適切な進行管理及び業務の標準化の推進と業務量の平準化】</p> <p>① TQM（Total-Quality-Management 総合的品質管理）の仕組みを活用し、業務の標準化や年間の業務量の平準化等を通じて、東海北陸厚生局の業務管理方針を踏まえて課・県事務所ごとに策定した「平成23年度業務管理計画」における目標を達成する。なお、各個人単位まで業務管理計画を方針展開し、PDCAサイクルの定着を図る。</p> <p>② 主要業務について、業務の標準化を目的としたプロセス管理を進めるため、チェック表、行程表、マニュアル等の整備に取り組む。</p> <p>③ 東日本大震災による災害等への対応については、厚生労働本省の指示のもと、積極的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の活性化 ・人材育成
2	<p>期限（平成23年度末）数値目標（ — ）</p> <p>【人材育成及び活発なコミュニケーションによる組織力の向上】</p> <p>組織力の向上を図るため、職員研修の充実による専門知識等の強化を行うとともに、職員間の自発的な対話を促進する環境作りを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の活性化 ・人材育成
3	<p>期限（平成23年度末）数値目標（ — ）</p> <p>【窓口業務の迅速化等、国民への適切な対応とわかりやすい情報提供の推進】</p> <p>① 電話や来訪者等から寄せられた「国民の皆様の声」には、本省へ伝達を行うなど適切に対応する。また、職員には「職員の声」として意見等の募集やアンケート調査を実施し、その内容に応じて業務改善及び職場環境の改善に取り組む。</p> <p>② 東海北陸厚生局ホームページについて、国民にわかりやすいように内容を改善・充実して情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働本省との連携 ・事務処理体制の強化 ・事務処理の標準化
4	<p>期限（平成23年度末）数値目標（標準処理期間の10%以上短縮）</p> <p>【業務の迅速化による主要業務の標準処理期間等の短縮】</p> <p>情報開示請求、許認可申請等にかかる認可決定、施設基準審査や保険医等の登録票等の作成事務、及び疑義照会への回答にかかる処理期間について、10%以上短縮し、行政サービスを向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働本省との連携 ・事務処理体制の強化 ・事務処理の標準化
5	<p>期限（平成23年度末）数値目標（②についてアンケート満足度80%以上）</p> <p>【許認可施設等により提供されるサービスの維持・向上への支援】</p> <p>① 各種養成施設及び登録検査機関、健康保険組合等における指導調査の分析結果の会議における説明や自己点検表を東海北陸厚生局ホームページへ掲載することにより、自発的な改善を支援する。</p> <p>② 各種研修会等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に向けた必要情報の収集
6	<p>期限（平成23年度末）数値目標（①について前年度比2%以上削減）</p> <p>【行政経費の節約及び職場環境の改善】</p> <p>① コスト意識を高め、行政経費の節約と無駄排除を組織的に進める。</p> <p>② 業務管理計画の適切な進行管理により、超過勤務時間を縮減し、年次有給休暇の取得を促進する。</p> <p>③ 公文書の適時適切な管理・点検を実施する。</p>	

【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

	内容
人材育成・組織活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ TQM等マネジメントを先駆的に取り組む自治体や企業等との連携を強化し、情報交換等を充実する。 ・ 課所内の報告・連絡・相談体制の強化、又は他課等との積極的な情報交換・意見交換による連携強化をする等、対話を促進させる環境づくりをする。 ・ 職員研修の体制を強化し、必要な専門的知識、技術的能力等を修得させるための研修機会を設ける。 ・ 職員の職務遂行に必要な能力、資質等の向上に資するため、OJT（職場内訓練）を基本に課内勉強会を各課ごとに随時実施する。 ・ 風通しの良い職場環境を目ざし、業務や職場環境の改善について、意見・提案等を募集する。
実態把握能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金分野、医療保険分野（審査支払等）など、各分野における関係機関との協力・連携体制を強化し、意見交換会等通じて実態を把握する。 ・ 毎月、県事務所ごとの指導監査実施状況を的確に把握・分析する。 ・ 来訪者への意見要望箱の設置や関係団体等を対象とした各種説明会・研修会等を通じて意見交換やアンケート調査を行う。 ・ 医療機関整備計画の事前把握を行い、常に対象医療機関の申請状況等を確認する。
コスト意識・ムダ排除能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全課及び県事務所の業務管理計画において、コスト削減に関する目標を設定し目標達成に取り組む。 ・ 更なる行政経費の削減を図るため、コスト削減の分析・検討を進める。
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局ホームページの見直し、改善等を通じて、国民にわかりやすい情報提供を推進する。 ・ 医療安全ワークショップ、食品の安全に関するリスクコミュニケーション、薬物乱用防止教室等を実施し、参加者の満足度が80%以上となるよう努める。
情報公開能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報開示請求にかかる事務処理が短縮できるよう、県事務所等との連携を強化する。 ・ 東海北陸厚生局ホームページの充実強化に努め、国民にわかりやすい情報を提供する。
制度・業務改善能力（アフターサービスの考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国民の皆様の声」で寄せられた内容について、委員会を開催し、業務改善が必要となるものについては、分析・検討することにより適切に業務改善に反映させる。 ・ 来訪者への意見要望箱の設置や関係団体等を対象とした各種説明会・研修会等を通じて意見交換を行うなど、より広く意見・要望を収集し業務改善等につなげる。 ・ 主要業務についてプロセス管理を目的としてチェック表、工程表、マニュアル等の整備を行うことにより、業務を標準化させ業務改善等につなげる。
政策マーケティング・検証能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ TQMを活用して、取り組むべき各種目標を定めた業務管理計画を策定し、四半期毎に担当課以外の者による評価等により、行政品質の向上につなげる。 ・ 医療機関等に対する指導監査業務の実態を検証し、その結果を次の指導監査に活用するとともに、保険診療及び受領委任の取扱いの質的向上及び適正化につなげる。
新政策立案能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修を行うなどにより、政策実施に係る企画能力の向上に資する。

業務管理計画に基づくPDCAサイクルの推進

東海北陸厚生局では、局の方針である「業務管理方針」を踏まえ、各課において、盛り込むべき目標及び目標を達成するための具体的方策を明示した「業務管理計画」を策定しています。また、それを進めるにあたり、局、各課、更には各課職員において、Plan-Do-Check-ActionといったPDCAサイクルを活用した業務改善に取り組んでいます。



第Ⅱ章 業務概要及び実績等

総務課

1. 行政文書開示請求について

(1) 業務内容

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき行政文書の開示請求に係る業務を行っています。

(2) 実績

平成23年度における実績は、次のとおりです。

(単位：件)

部 門	開示請求 件 数	開 示 請 求 結 果		
		開示(部分開示)	不開示	取り下げ
総務・企画部門	0	0	0	0
年金部門	1	1	0	0
健康福祉部	5	3	2	0
指導部門	546	537	9	0
麻薬取締部	0	0	0	0
計	552	541	11	0

2. 国家試験について

(1) 業務内容

厚生労働省が実施する次の国家試験における受験願書の受付、試験会場・試験監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。

- ・ 医師国家試験
- ・ 歯科医師国家試験
- ・ 保健師国家試験
- ・ 助産師国家試験
- ・ 看護師国家試験
- ・ 薬剤師国家試験

(2) 実績

平成23年度における実績は、次のとおりです。

平成23年度国家試験実施日程及び出願者等

試験実施日	試験の種類	試験会場	出願者等					
			地域区分	出願者数	受験者数	合格者数	合格率	合格発表
平成24年2月4日(土) 平成24年2月5日(日)	第105回 歯科医師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市)	東海北陸厚生局実施分	333	269	196	72.9	3月19日
			全国分	3,825	3,326	2,364	71.1	
平成24年2月11日(土) 平成24年2月12日(日) 平成24年2月13日(月)	第106回 医師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 金沢流通会館(金沢市)	東海北陸厚生局実施分	1,305	1,264	1,163	92.0	3月19日
			全国分	8,785	8,521	7,688	90.2	
平成24年2月16日(木)	第95回 助産師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 金沢医科大学(河北郡)	東海北陸厚生局実施分	346	336	319	94.9	3月26日
			全国分	2,160	2,132	2,026	95.0	
平成24年2月17日(金)	第98回 保健師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 金沢医科大学(河北郡)	東海北陸厚生局実施分	2,254	2,224	1,985	89.3	3月26日
			全国分	15,964	15,758	13,555	86.0	
平成24年2月19日(日)	第101回 看護師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 北陸大学太陽が丘キャンパス(金沢市)	東海北陸厚生局実施分	6,919	6,859	6,321	92.2	3月26日
			全国分	54,270	53,702	48,400	90.1	
平成24年3月3日(土) 平成24年3月4日(日)	第97回 薬剤師国家試験	名城大学天白キャンパス(名古屋市) 北陸大学太陽が丘キャンパス(金沢市)	東海北陸厚生局実施分	1,235	1,139	970	85.2	3月30日
			全国分	10,644	9,785	8,641	88.3	

（一〇メモ）～国家試験～

東海北陸厚生局では、上記の6つの資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師）の試験に関する業務を行っています。

なお、「臨床検査技師」、「診療放射線技師」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「管理栄養士」の国家試験については、平成 23 年度より国家試験臨時事務所が実施しています。

3. 特例民法法人の指導監督について

（1）業務内容

従来、社会保険事務局が所管していた次の特例民法法人に関する業務が平成22年1月から移管され、適切な運営が行われるよう指導監督等を行っています。

No	特例民間法人	住 所
1	財団法人富山県社会保険協会	富山市湊入船町3-30
2	財団法人石川県社会保険協会	金沢市御影町20-1
3	財団法人岐阜県社会保険協会	岐阜市西中島7-1-24
4	財団法人静岡県社会保険協会	静岡市葵区車町2-2
5	財団法人静岡県年金福祉協会	静岡市葵区常磐町1-4
6	財団法人愛知県社会保険協会	名古屋市熱田区横田1-11-6
7	社団法人愛知県年金福祉協会	名古屋市中区大井町6-26
8	財団法人三重県社会保険協会	津市広明町345-5

（2）実績

平成23年度においては、財団法人富山県社会保険協会、財団法人岐阜県社会保険協会、財団法人愛知県社会保険協会、社団法人愛知県年金福祉協会、財団法人三重県社会保険協会について、立入検査を実施しました。

4. 国有財産の管理及び処分について

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月より東海北陸管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

No	所在地(地番)	数量 ^(※)	入札 結果	備 考
1	石川県金沢市つつじが丘 230 番	193.93 m ²	不調	工作物有り
2	岐阜県岐阜市諏訪山三丁目 8 番 8	257.30 m ²	不調	建物・工作物有り
3	静岡県袋井市高尾字山本 1496 番 65	775.44 m ²	-	建物・工作物有り
4	静岡県三島市南本町 431 番 21	1.66 m ²	-	道路として貸付中
5	静岡県沼津市大岡字久保 1110 番 11	131.44 m ²	不調	建物・工作物有り
6	静岡県下田市柿崎字宮ノ背 1219 番 3 外	1016.33 m ²	-	建物・工作物有り
7	静岡県静岡市清水区秋吉町 307 番 4 外	182.55 m ²	-	建物・工作物有り
8	三重県四日市市大字西阿倉川字西山 1287 番 3 外	54.92 m ²	-	道路として貸付中
9	三重県尾鷲市泉町 3052 番 27	382.49 m ²	売却	建物・工作物有り
10	三重県尾鷲市大字向井字村ノ上 134 番 18	401.32 m ²	不調	土地のみ
11	三重県尾鷲市大字向井字村ノ上 134 番 49	304.20 m ²	売却	建物・工作物有り
12	三重県尾鷲市新田町 1371 番 5	413.29 m ²	不調	土地のみ
13	三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷 1200 番 31 外	6293.07 m ²	-	建物・工作物有り

(※) 数量(m²)は、国有財産台帳数量です。

企画調整課

1. 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整について

企画調整課は、東海北陸厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、政策の実施に関する局内の連絡調整や厚生労働本省との連絡調整等を行っています。

2. 地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 業務内容

社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には全国8ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに「地方社会保険医療協議会」が設置されています。

東海北陸地方社会保険医療協議会では、企画調整課及び各県事務所（愛知県は指導監査課）が、それぞれ総会と部会の事務を担当しており、企画調整課では、総会の開催等に関する事務手続、協議会委員の改選に関する事務等を行っています。

（関係法令等）

- 健康保険法
- 社会保険医療協議会法
- 社会保険医療協議会令
- 東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則

ア. 総会

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議します。

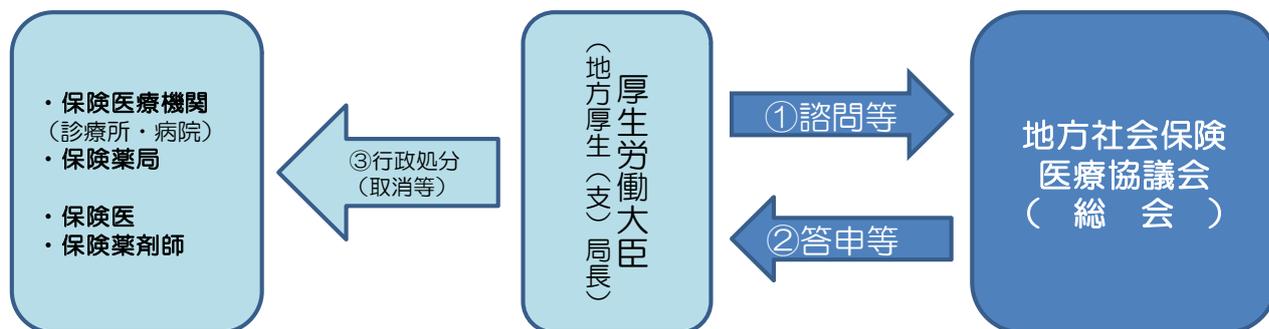
イ. 部会

保険医療機関及び保険薬局の指定（以下に掲げる事項を除く。）について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に依りて審議し議決します。

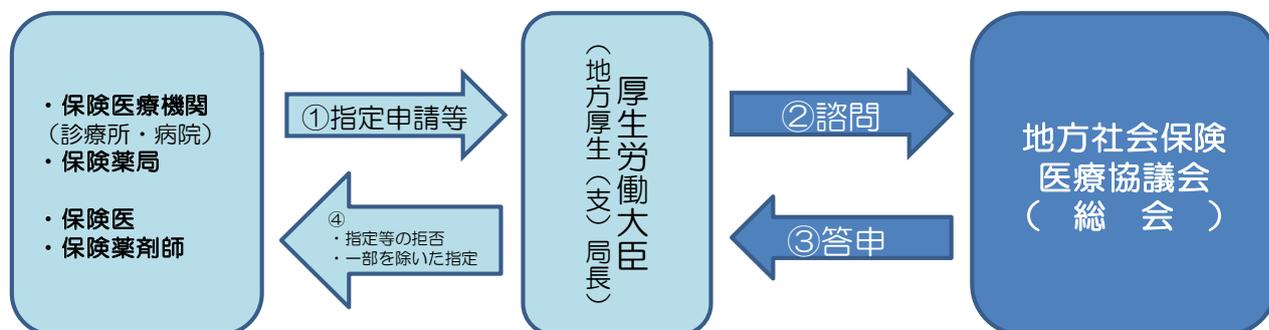
- ① 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- ② 健康保険法（大正 11 年法律 70 号）第 65 条第 3 項の各号に掲げる場合の指定の拒否
- ③ 健康保険法第 65 条第 4 項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定
- ④ 健康保険法第 66 条第 1 項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

地方社会保険医療協議会（総会）

○保険医療機関等の指定の取消等

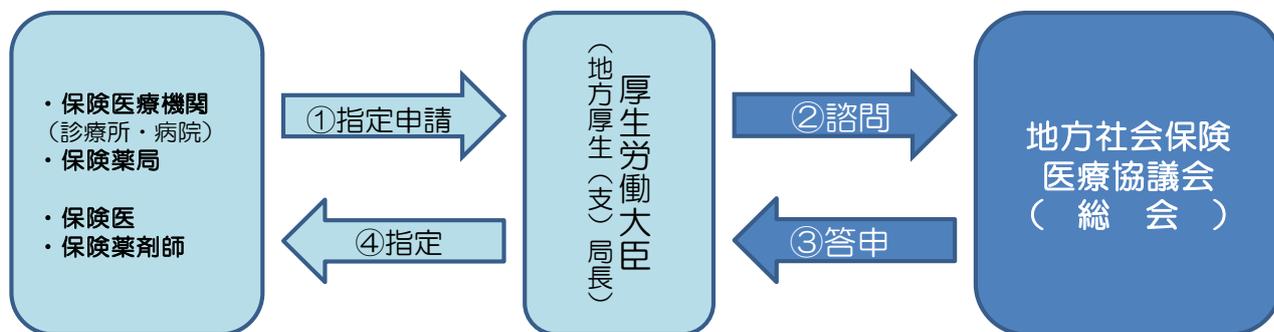


○保険医療機関等の指定の拒否／病床の全部又は一部を除いた指定



部会

○ 保険医療機関等の指定



(2) 実績

平成23年度における総会の開催実績は、次のとおりです。

開催日	審議事項等
平成23年度 第1回総会 (H23.4.8)	【議事事項】 ・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について (静岡県) ・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について (愛知県) ・ 委員交替に伴う部会所属委員の指名について ・ 平成22年度(4月～翌3月)の保険医療機関等の指定状況の報告について
平成23年度 第2回総会 (H23.6.10)	【議事事項】 ・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について (静岡県)
平成23年度 第3回総会 (H23.7.15)	【議事事項】 ・ 元保険医療機関及び元保険医への取扱いについて (石川県)

平成 23 年度 第 4 回総会 (H23.10.7)	【議事事項】 ・ 会長代行の選挙について ・ 部会所属委員の指名について ・ 平成 23 年度上期（4 月～9 月）の指定状況の報告について ・ その他
平成 23 年度 第 5 回総会 (H23.12.13)	【議事事項】 ・ 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について（愛知県）

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html)

（一口メモ）～地方社会保険医療協議会委員～

総会は次の 20 人の委員によって構成されます。

- ・ 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側委員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 人
- ・ 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側委員）・・・・・・・・・・ 7 人
- ・ 公益を代表する委員（公益委員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 人

また、会長は公益委員の中から選出されます。

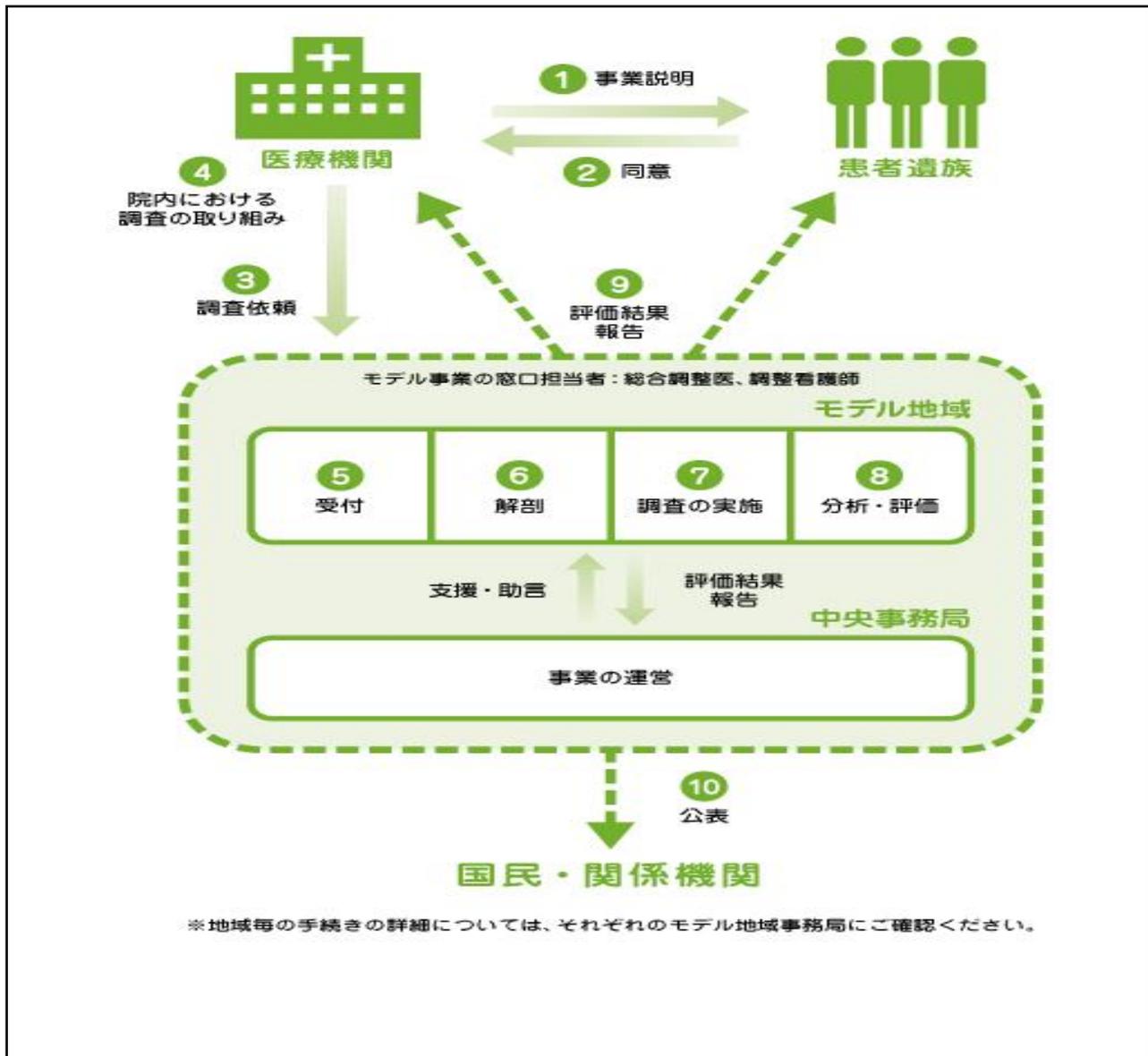
3. 医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止（診療関連死に関する調査分析モデル事業）の推進等について

（1）業務内容

ア. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

この事業は、医療死亡事故の調査分析を専門的に行う第三者機関のモデルとして、平成 17 年 9 月から（社）日本内科学会への国庫補助金事業として開始され、平成 22 年度からは、日本内科学会、日本医学会、日本外科学会、日本病理学会、日本包囲学会の 5 学会により設立された日本医療安全調査機構が事業を行っています。

東海北陸厚生局では、本モデル事業の愛知の実施拠点（地域事務局）が運営する事業に参加し、事業を展開するための地域における問題点を把握し、厚生労働本省の医療安全推進室に情報提供を行っています。



イ. 医療安全支援センター

医療安全支援センターは、医療法第6条の11の規定に基づき、都道府県、保健所設置地区、二次医療圏ごとに設置が進んでいます。医療安全支援センターは、医療に関する患者さん・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者さん・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っています。

東海北陸厚生局では、医療安全支援センター関連会議に参加し、情報収集等を行っています。

(2) 実績

平成23年度における医療安全に関する業務実績は、次のとおりです。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業への参加	8回
・評価委員会：事例評価委員会の傍聴	(5回)
・評価結果説明会：依頼病院及び遺族への結果説明の傍聴	(3回)
医療安全支援センター総合支援事業の会議等への参加	2回

(一)ロメモ ～診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業～

モデル事業の対象となるのは、診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止策を中立的な第三者機関において、専門的、学術的に検討するのが適当を考えられる場合等です。

4. 医療構造改革について

(1) 業務内容

医療制度改革については、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するとともに、保険者の自立性・自主性を尊重した上で医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指すこと、また、地域住民に対して質の高い効率的な医療を提供できるような取組を推進するため、平成18年6月に医療制度改革関連法案が成立しています。

これを受けて、都道府県において、地域の実情を踏まえて、平成20年から5年を1期とした医療費適正化計画の策定及び関連三計画(医療計画、健康増進計画、地域ケア体制整備構想)を策定し各種事業展開を進めています。

また、各保険者において、特定健康診査等実施計画を定め、特定健診・特定保健指導の適正かつ有効な実施を図っています。

東海北陸厚生局では、管内各県等に対して、制度の円滑かつ適切な実施が行われるよう必要な助言等を行っています。

(2) 実績

愛知県保険者協議会へオブザーバーとして参加し、特定健康診査・特定保健指導の普及等に関する取組状況の把握及び必要な助言等を行っています。

開催日	議題
第13回愛知県 保険者協議会 (H23.4.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県保険者協議会委員の交替について ・平成23年度特定健康診査・特定保険指導委託契約の締結について
第14回愛知県 保険者協議会 (H23.12.14)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県保険者協議会会長の互選について ・平成23年度「特定健康診査・特定保険指導普及啓発強化月間」実績報告 ・平成24年度特定健康診査・特定保険指導の集合契約について ・保険者における健診・保険指導等に関する検討会からの情報提供 ・その他

5. 国民の皆様からのご意見・ご要望等について

(1) 業務内容

厚生労働省において、より国民目線に立った厚生労働行政を行うため、平成21年10月から国民の皆様から厚生労働本省に寄せられた厚生労働行政に対するご意見等について、「国民の皆様の声」としてホームページ上でその内容及び対応について公表してきたところですが、平成22年3月からは地方厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」についても併せて公表することとなりました。国民の皆様からのご意見・ご要望等につきましては、今後の厚生労働行政の参考とさせていただきますため、東海北陸厚生局ホームページで募集しています。

(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/goiken/index.html>)

(2) 実績

平成23年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の件数は14件です。

寄せられた「国民の皆様の声」は、その内容を所掌する厚生労働本省の部局へ報告し、一定期間ごとに厚生労働本省のホームページで公表されています。

(http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/)

6. 研修の企画及び実施について

(1) 業務内容

東海北陸厚生局では、厚生労働省職員として一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるよう研修を企画し実施しています。

具体的には、職員として必要な基礎知識の習得を図るための服務・倫理などの研修や、職務の遂行に必要な専門的知識の習得を図るための社会保障、データ分析などの研修を実施し、職員の資質向上に努めています。

(2) 実績

平成23年度において、実施した主な研修は、次のとおりです。

実施日	研修名	主な研修内容
平成23年4月18日	転任者等職員研修	・地方厚生局の概況及び各課等の業務内容等について
平成23年5月16日	業務管理研修	・東海北陸厚生局の業務管理方式と平成22年度の総括について
平成23年6月7日	専門研修	・介護保険制度の概要と地域包括ケアの実現に向けた介護保険法の改正について ・新型インフルエンザ対策から見た感染症施策について
平成23年7月1日	専門研修	・今後の社会保障について
平成23年9月7日	業務管理研修	・全体最適の問題解決入門
平成23年9月30日	健康管理講習	・たべることから考える心とからだの健康
平成24年1月31日	専門研修	・人口統計からみた社会～統計情報の有効な活用について～

(※) 上記の研修については、研修内容を録画したDVDによる研修も実施しました。また、厚生労働本省、人事院等が実施した研修について、参加した職員による伝達研修の取り組みも行いました。

年金指導課

平成22年1月に設立された日本年金機構が、厚生労働大臣の直接的な監督の下で行う政府管掌年金の運営業務（事業所の適用・年金保険料の徴収・年金記録管理・相談・年金給付裁定・給付等）を行うにあたり、事業所等に対する滞納処分や立入検査等の業務については、厚生労働大臣の事前の認可を得ることとされています。

東海北陸厚生局では、それらの申請に関する認可並びにその結果報告に関する業務を行っています。

（一〇メモ）～日本年金機構～

2012（平成22）年1月1日、社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立されました。

1. 滞納処分等に係る認可について

（1）業務内容

日本年金機構が行う厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料滞納処分等にかかる認可の業務を行っています。

（2）業務対象

日本年金機構本部又は東海北陸厚生局管内の年金事務所からの認可申請が業務の対象となります。

（3）実績

実績については、【認可の状況】（24頁）をご覧ください（以下同じ。）。

2. 徴収職員及び収納職員の認可について

日本年金機構が滞納処分等を行う場合は「徴収職員」が、保険料等の収納事務については「収納職員」が行うこととされています。

「徴収職員」及び「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可の業務を行っています（認可申請は中部ブロック本部。以下同じ。）。

3. 立入検査等に係る認可について

日本年金機構が行う厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入指導・立入検査は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可の業務を行っています。

4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

日本年金機構が、厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可の業務を行っています。

【認可の状況】

1. 滞納処分等の認可

(1) 厚生年金保険

	平成 21 年度 <small>(※1)</small>	平成 22 年度	平成 23 年度
認可件数	68	373	450
事業所数 <small>(※2)</small>	49,755	189,929	182,376

(2) 国民年金

	平成 21 年度 <small>(※1)</small>	平成 22 年度	平成 23 年度
認可件数	5	68	90
人数	29	1,939	3,474

2. 徴収職員及び収納職員の認可

	平成 21 年度 <small>(※1)</small>	平成 22 年度	平成 23 年度
認可件数	3	14	12
職員数	498	147	188

3. 立入調査等に係る認可

	平成 21 年度 <small>(※1)</small>	平成 22 年度	平成 23 年度
認可件数	5	38	43
事業所数	2,952	21,890	65,310

4. 受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

	平成 21 年度 <small>(※1)</small>	平成 22 年度	平成 23 年度
認可件数	0	24	27
人数	0	63	135

(※1) 「平成 21 年度」：平成 22 年 1 月から 3 月までの実績です。

(※2) 「事業所数」：同一事業所における複数の月が申請対象の場合、全ての月数を累計しています。

1. 社会保険労務士に関する業務について

(1) 業務内容

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録され、「社会保険労務士法」に基づき労働保険や社会保険の届出書類の作成及び申請手続の代行業務及び企業の人事労働管理のコンサルティングを行う者です。

東海北陸厚生局では、社会保険労務士に関する業務のうち、次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

(2) 管内の状況

管内の社会保険労務士会員数は、次のとおりです。

(平成24年3月31日現在)

県名	会員数(単位:人)					社労士法人数
	合計	開業	法人の社員	勤務	その他	
富山県	262	160	3	80	19	1
石川県	298	194	7	74	23	6
岐阜県	527	308	18	164	37	11
静岡県	963	607	60	184	112	37
愛知県	2,284	1,412	59	415	398	36
三重県	371	235	6	82	48	3
管内計	4,705	2,916	153	999	637	94

(一口メモ) ～社労士法人～

2人以上の社会保険労務士が無制限社員となって設立する法人(「社会保険労務士法人」の略)です。

2. 年金委員の委嘱、解嘱について

(1) 業務内容

年金委員は、「日本年金機構法第30条」に基づき、政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行い、もって年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として設置されています。

東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主(「職域型」)や市区町村長又は地域団体(「地域型」)から推薦等のあった年金委員に対して、委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行等を行っています。

(2) 管内の状況

管内の年金委員の委嘱数は、次のとおりです。

(平成24年3月31日現在)

県名	委嘱数(単位:人)		
	職域型	地域型	計
富山県	2,412	361	2,773
石川県	1,451	201	1,652
岐阜県	2,461	71	2,532
静岡県	5,915	161	6,076
愛知県	5,496	185	5,681
三重県	1,668	87	1,755
管内計	19,403	1,066	20,469

(3) 実績

平成23年度における年金委員の委嘱・解嘱を行った実績は、次のとおりです。

(単位:人)

県名	委嘱(職域型)	解嘱(職域型)	委嘱(地域型)	解嘱(地域型)
富山県	64	115	44	29
石川県	52	83	0	3
岐阜県	83	103	0	0
静岡県	110	266	1	2
愛知県	187	292	0	2
三重県	27	57	0	2
管内計	523	916	45	38

3. 学生納付特例事務法人の指定等について

(1) 業務内容

学生納付特例制度(学生である本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度)を利用するには、市区町村の窓口申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保することを目的として、大学等が学生から委託を受けて申請を代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられています。

東海北陸厚生局では、管内の学生納付特例事務法人の指定等の業務を行っています。

(2) 管内の状況

管内の学生納付特例事務法人等の指定等の状況は、次のとおりです。

(平成24年3月31日現在)

県名	法人等・教育施設名
石川県	金沢美術工芸大学
	学校法人 アリス国際学園
岐阜県	岐阜市立女子短期大学
	岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー
	情報科学芸術大学院大学
	木工芸術スクール
	岐阜県立下呂看護専門学校
静岡県	学校法人 静岡県西部理容美容学園
	東海アクシス看護専門学校
	学校法人 森島学園
	学校法人 静岡自動車学園
愛知県	学校法人 愛知学院
	岡崎市立看護専門学校
	学校法人 小津奨学会
	学校法人 セムイ学園
	田原市立田原福祉専門学校
	学校法人 中京法律学園
	学校法人 電波学園
	一般財団法人 名古屋YWCA
三重県	三重県立公衆衛生学院
	三重県立水産高等学校
	学校法人 長谷川学園
	学校法人 鈴鹿医療科学大学

(3) 実績

平成23年度における指定等の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

県名	国又は地方公共団体の教育施設			事務法人		
	確認	変更	取消	指定	変更	取消
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	1	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	1	0	0	2	0	0
愛知県	1	0	0	4	0	0
三重県	0	0	0	2	0	0
管内計	2	0	0	9	0	0

4. 国民年金等事務費交付金に関する業務について

(1) 業務内容

国民年金等事務費交付金は、「国民年金法第86条」により、市区町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を遂行するに当たり必要とされた経費について国が負担するものと、法律には定めないが法定受託事務以外に市区町村が国民年金事務に係る「協力・連携事務」に使用した経費に対して交付するものとの2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、国民年金等事務費交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市区町村より提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市区町村より提出される「協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働本省への報告
- ③ 市町村国民年金事務担当職員を対象に説明会を実施

(2) 実績

ア. 平成23年度における国民年金事務取扱交付金の交付状況は、次のとおりです。

(単位：円)

県名	市町村数	法定受託事務	協力・連携事務	計
富山県	15	150,324,812	21,289,145	171,613,957
石川県	19	187,749,046	21,556,572	209,305,618
岐阜県	42	357,664,531	42,748,357	400,412,888
静岡県	35	639,715,289	76,893,592	716,608,881
愛知県	54	1,289,160,482	130,597,753	1,419,758,235
三重県	29	311,687,244	32,348,668	344,035,912
管内計	194	2,936,301,404	325,434,087	3,261,735,491

イ. 市町村国民年金事務担当職員を対象とした説明会の実施状況は、次のとおりです。

県名 (市町村数)	開催日	会場	受講者数 (市町村数)
富山県 (15)	平成23年6月24日	自治労とやま会館	18名 (15市町村)
石川県 (19)	平成23年6月23日	石川県地場産業振興センター	26名 (19市町村)
岐阜県 (42)	平成23年6月14日	岐阜産業会館	46名 (39市町村)
静岡県 (35)	平成23年6月16日	静岡県男女共同参画センター あざれあ	60名 (35市町村)
愛知県 (54)	平成23年6月17日	愛鉄連厚生年金基金会館	79名 (54市町村)
三重県 (29)	平成23年6月15日	三重教育文化会館	39名 (29市町村)

5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

(1) 業務内容

健康保険事務指定市町村交付金は、指定を受けた市町村が日雇特例被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付及び日雇保険料の徴収等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

東海北陸厚生局では、市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出に係る業務を行っています。

(2) 実績

平成23年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付状況は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	取扱件数	交付金額 (単位：円)
愛知県	1	1	33	2,621
三重県	1	0	0	0
管内計	2	1	33	2,621

社会保険審査官

1. 業務内容

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

（一〇メモ）～社会保険審査官～

社会保険の保険給付等に関する、行政庁の処分に対する不服申し立てを審査して申立人の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するために設置されている機関（人）です。

2. 実績（平成23年度）

（1）審査請求取扱状況

（単位：件）

受付（※）	1,707
取下（受付後に審査請求人から取下申出があった件数）	89
移送（受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数）	4
決定（審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり）	1,143

（※）受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は482件です。

（2）決定状況

（単位：件）

	却下	容認	棄却	計
健康保険	17	31	103	151
船員保険	0	0	1	1
厚生年金	179	26	318	523
国民年金	70	39	359	468
合計	266	96	781	1,143

（一〇メモ）～却下・容認・棄却～

【却下】期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったものです。
 【容認】受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。
 【棄却】受理した審査請求について審理した結果、請求についてその理由がないとして請求をしりぞけたものです。

1. 中小企業等協同組合の認可等について

(1) 業務内容

中小企業等協同組合（以下「組合」といいます。）は、中小規模の事業者、勤労者などが相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、公正な経済活動の機会を確保するとともに、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された組合です。

（※）根拠法令：中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律

東海北陸厚生局では、組合が定款に定める事業が厚生労働大臣の所管する法律に該当し、主たる事務所の所在地が管内6県にあり、2以上の都道府県の区域において（全国を区域とするものを除きます。）事業を行う組合の設立、定款変更認可などの業務を行っています。

（一〇メモ）～組合～

組合には、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会があります。

また、厚生労働大臣の所管する法律に該当する事業には、クリーニング業・理容業・美容業・浴場業・宿泊業・医療業・介護業などがあります。

(2) 業務対象

（単位：組合）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所管組合数	80	82	81

(3) 実績

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設立認可	2	1	0
定款変更認可	27	65	38
設立認可の取消し	0	0	1
計	29	66	39

2. 消費生活協同組合の認可等について

2-1 消費生活協同組合の認可等

(1) 業務内容

消費生活協同組合（以下「生協」といいます。）は、消費者の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を目的として、所管行政庁の認可を受けて設立された組合です。

（※）根拠法令：消費生活協同組合法

東海北陸厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にあり、2以上の県の区域において事業を行う生協の設立認可、定款変更認可などの業務を行っています。

（一口メモ）～生協の種類～

生協には、事業の種類により、一定の地域や職域を活動の場として、

- ・ 購買事業などを行う「地域生協」
- ・ 医療事業を行う「医療福祉生協」
- ・ 学生や教職員のための「大学生協等」
- ・ 共済事業を行う「共済生協」
- ・ 住宅や宅地の分譲・賃貸事業を行う「住宅生協」

などがあります。

(2) 業務対象

（単位：生協）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所管生協数	5	7	7

（※）平成22年度の7生協には、県からの移管（1生協）を含みます。

(3) 実績

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設立認可	0	1	0
定款変更認可	3	2	1
解散の認可	0	0	0
合併の認可	0	0	0
員外利用許可	0	0	0
計	3	3	1

2-2 検査

(1) 業務内容

生協の健全かつ適正な運営を確保するため、業務や会計の状況について、消費生活協同組合法、定款などに基づく遵守状況を確認しています。

東海北陸厚生局では、上記2-1(2)の所管生協を対象に、概ね4年に1回の頻度で実地にて検査を行っています。

(2) 実績

検査の実績

(単位：生協)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
検査の実績	2	1	0

(※) 23年度は東日本大震災の復興に関する業務を優先したため、検査は実施していません。

(参考) 平成22年度の指導事項(軽微なものは除く)

事項	内容	件数
○基本的事項	・登記を適正に行うこと。	2
○組織・管理	・定款や規程を適正に整備すること。	3

3. 各種医療機関の指定等について

(1) 業務内容

公費負担医療を行う医療機関(病院、診療所、薬局、介護機関をいいます。以下3において同じ。)は、国の責任において医療の給付を行うことなどから、その医療機関を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

(※) 根拠法令

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ② 母子保健法に基づく指定養育医療機関
- ③ 児童福祉法に基づく指定療育医療機関
- ④ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関
- ⑤ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する医療機関の指定、指定取消、変更届出などの業務を行っています。

（一〇メモ）～公費負担医療～

公費負担医療とは、公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

（単位：か所）

種 別	内 容	指定医療機関数		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関	被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し医療費を給付する認定疾病医療において、指定疾病医療を担当させる病院、診療所又は薬局を指定する。	83	97	106
母子保健指定養育医療機関	養育のため病院又は診療所に入院が必要な未熟児（体重2,000g以下の出生児など）に対し、その養育に必要な医療の給付を行うために、国が開設する病院、診療所又は薬局を指定する。	12	12	12
児童福祉指定療育機関	結核に罹患している児童に対し、適切な医療に併せて学習の援助を行うために、国が開設する病院を指定する。	4	4	4
生活保護指定医療機関又は生活保護指定介護機関	困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国が開設する病院、診療所、薬局又は介護事業所を指定する。	33	33	33
戦傷病者指定医療機関	戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に起因する疾病に対し、その療養の給付を担当させる病院、診療所又は薬局を指定する。	24	24	24

(2) 実績

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関			
指定	27	15	16
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	0	2
指定辞退の申出の受理	0	1	7
計	27	16	25
母子保健指定養育医療機関			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理 指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	0	0
児童福祉指定療育機関			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	0	0
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	0	0
生活保護指定医療（介護）機関 ^(※)			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	1	0
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	1	0
戦傷病者指定医療機関			
指定	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	0	0
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	0	0

(※) 指定等を行った場合は、官報で公表しています。

4. 各種補助金等の交付等について

4-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 業務内容

施設や設備の整備に係る補助金や交付金の交付については、平成16年度からその業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

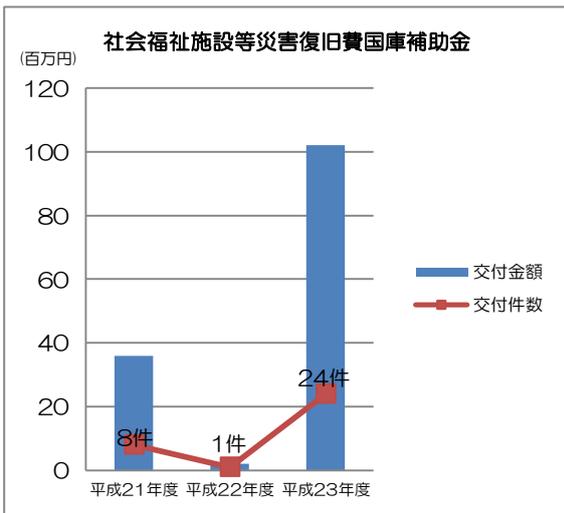
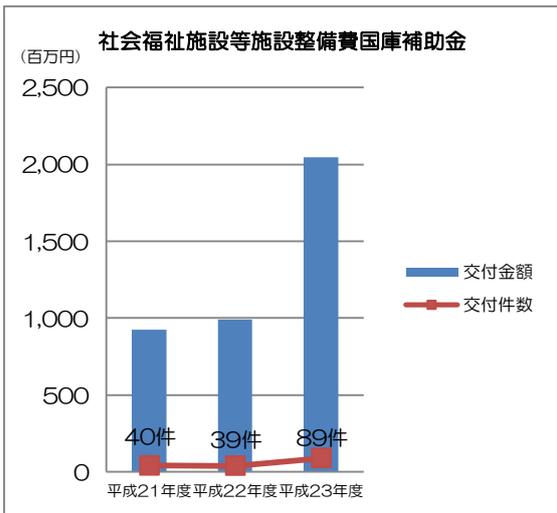
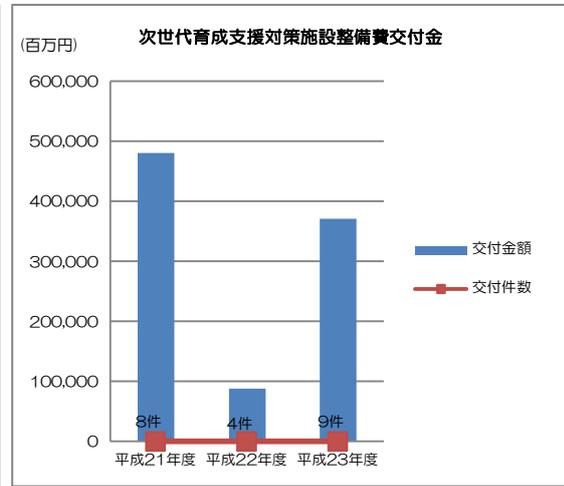
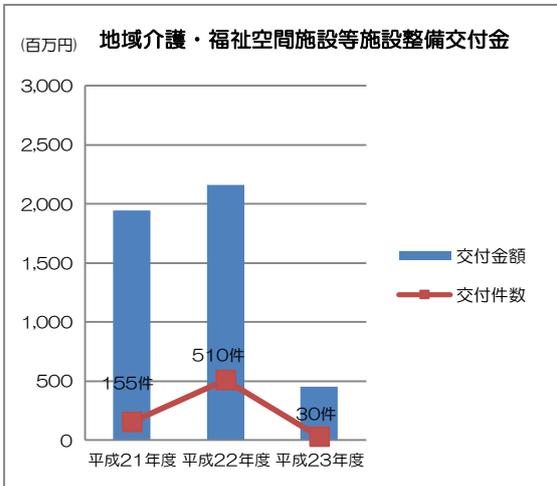
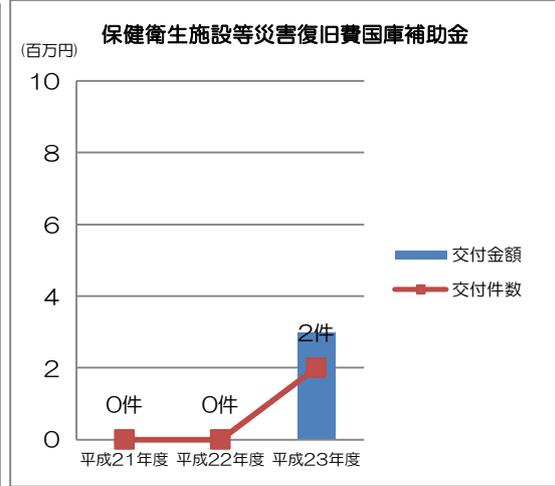
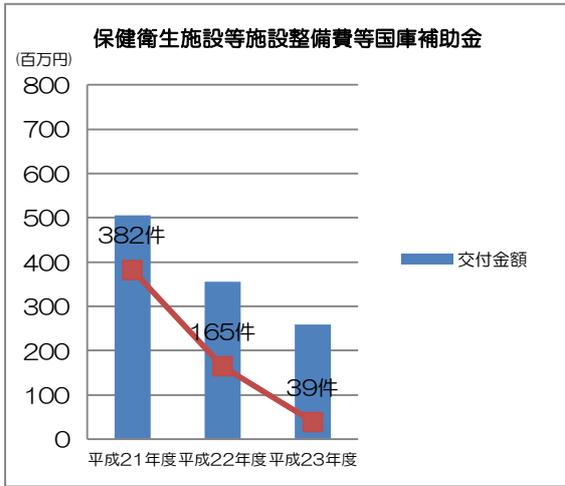
(2) 実績

補助金等名	交付目的	平成23年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等 施設整備費等国 庫補助金	<p>都道府県等の医療機関等の施設及び設備の整備に対して、その経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>(※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条</p>	<p>【施設整備】 交付件数 10件 交付額 150,828,000円</p> <p>【設備整備】 交付件数 29件 交付額 108,049,000円</p>
保健衛生施設等 災害復旧費国庫 補助金	<p>都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に寄与する。</p>	<p>交付件数 2件 交付額 2,780,000円</p>

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金	市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に対して、その費用を市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進する。 (※) 法令根拠：地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条	【施設整備交付金】 交付件数 11件 交付額 374,767,000円 【推進交付金】 交付件数 19件 交付額 76,344,000円
次世代育成支援対策施設整備費交付金	児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。 (※) 法令根拠：次世代育成支援対策推進法	交付件数 9件 交付額 370,590,000円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 (※) 法令根拠：福祉各法等	交付件数 89件 交付額 2,043,700,000円
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	地方公共団体等が整備した施設が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。	交付件数 24件 交付額 101,738,000円

（一口メモ）～平成23年度における災害復旧費の補助状況～

- ・平成23年3月15日の東日本大震災（静岡県東部を震源とする地震）による障害福祉サービス事務所等の復旧
- ・平成23年5月26～29日の豪雨による特別養護老人ホームの復旧
- ・平成23年9月4日の台風12号による障害福祉サービス事務所等の復旧
- ・平成23年9月20日の台風15号による障害福祉サービス事務所等の復旧



4-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 業務内容

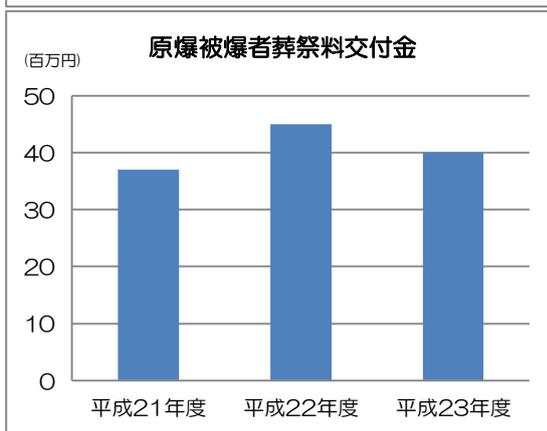
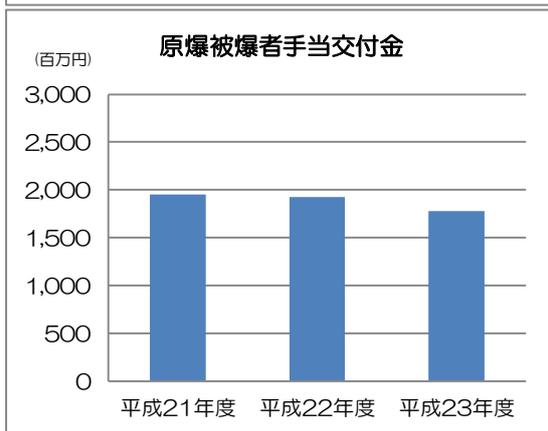
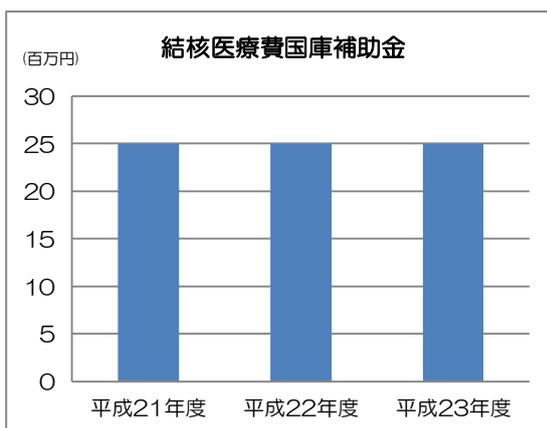
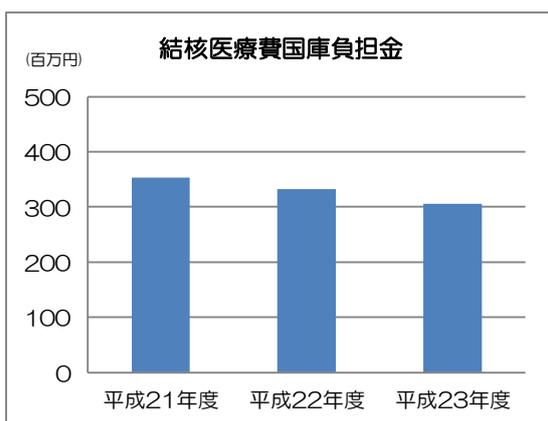
義務的経費に係る補助金等の交付については、平成15年度からその業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

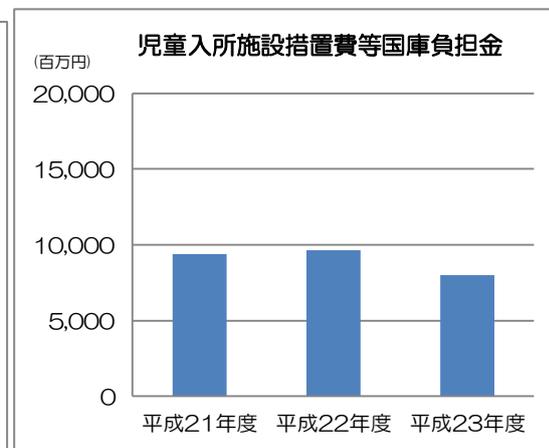
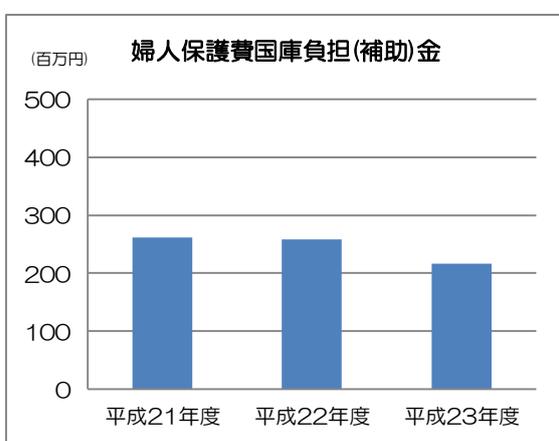
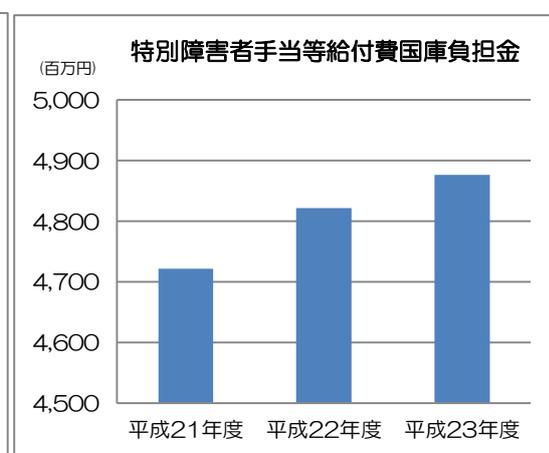
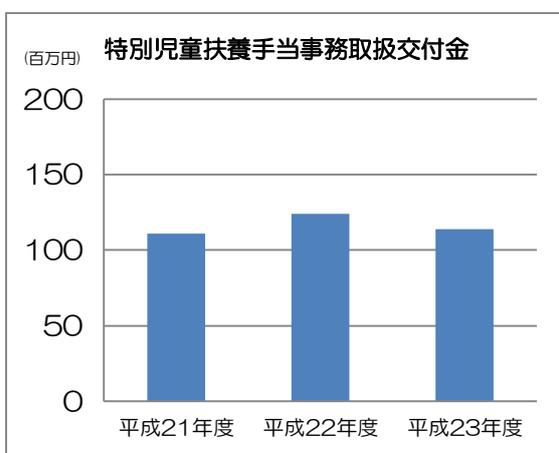
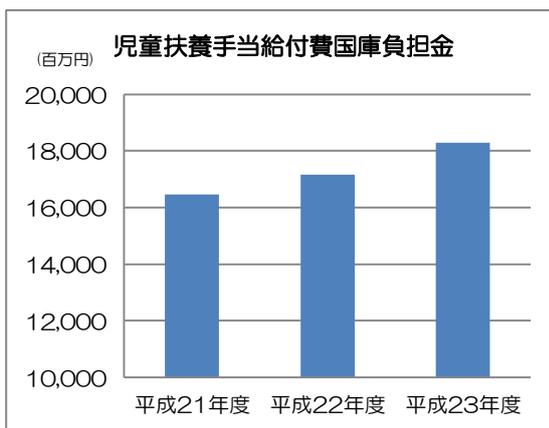
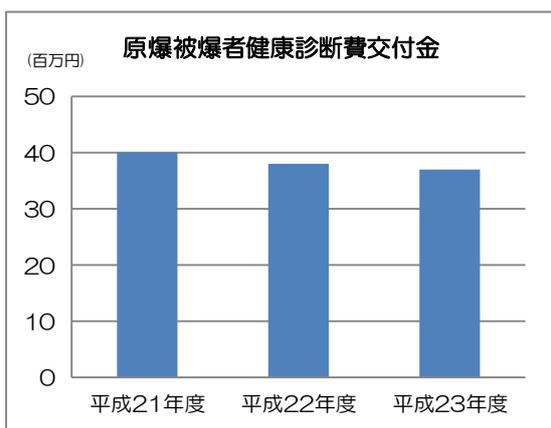
(2) 実績

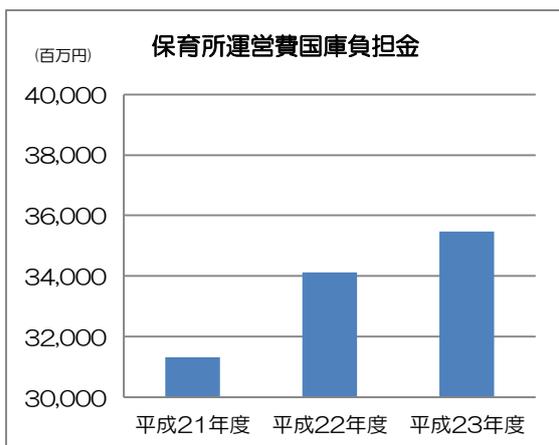
補助金等名	交付目的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	県、保健所を設置する政令市が行う入院患者の医療に要する費用等を負担する事業に対して、その費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。	交付先 6県10市 交付額 306,412,559 円
結核医療費国庫補助金	県、保健所を設置する政令市が行う一般患者の医療に要する費用等を補助する事業に対して、その費用を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。	交付先 6県10市 交付額 24,849,357 円
原爆被爆者手当交付金	県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。	交付先 6県 交付額 1,778,750,025 円
原爆被爆者葬祭料交付金	県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。	交付先 6県 交付額 39,827,663 円

原爆被爆者健康診断費交付金	県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、健康の保持及び向上を図る。	交付先 6県 交付額 36,879,270 円
児童扶養手当給付費国庫負担金	県知事又は市町村長が行う児童扶養手当を支給する事業に対して、その費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。	交付先 6県118市町 交付額 18,278,684,507 円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	県知事又は市町村長が行う特別児童扶養手当を支給する事務に対して、その費用を交付することにより、本制度の円滑な運営を図る。	交付先 6県193市町村 交付額 114,447,578 円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等を支給する事務に対して、その費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。	交付先 6県118市町 交付額 4,876,161,258 円
婦人保護費国庫負担（補助）金	県が行う婦人相談所での一時保護、移送及び婦人保護施設で収容保護等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。 （※）法令根拠：売春防止法、配偶者暴力防止法	交付先 6県 交付額 [負担金] 74,892,225 円 [補助金] 141,102,000 円

<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法</p>	<p>交付先 6県94市 交付額 7,980,225,000 円</p>
<p>保育所運営費国庫負担金</p>	<p>児童福祉法に基づき、市町村が行う保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。</p> <p>(※) 法令根拠：児童福祉法</p>	<p>交付先 164市町村 交付額 29,441,412,000 円</p>







4-3 財産処分に関する業務

(1) 業務内容

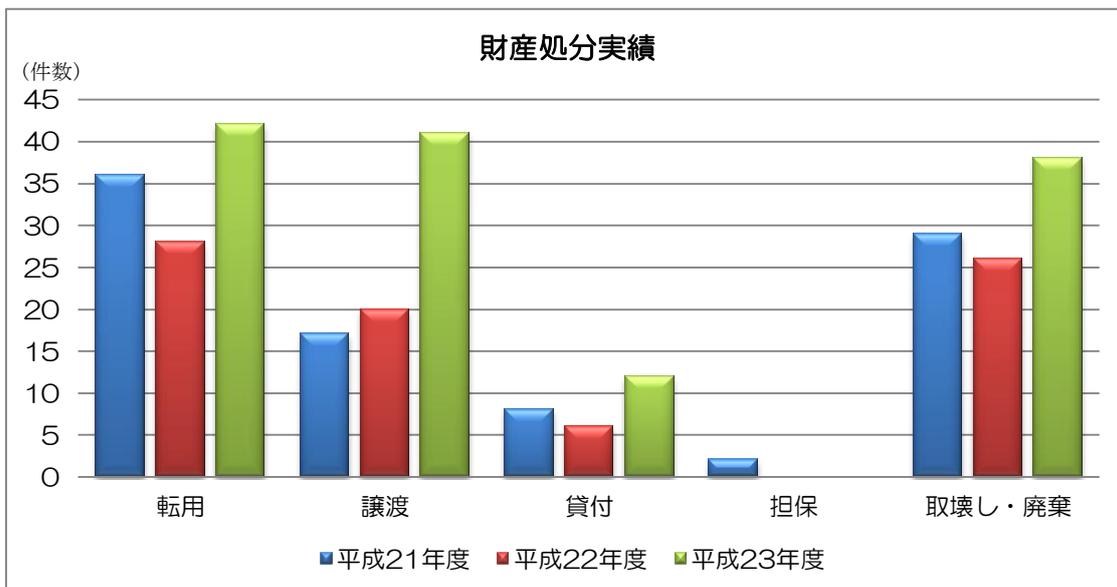
補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。）は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

補助金等の交付を受けた施設などに対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成16年度から行っており、管内各県等から提出された財産処分承認申請書や報告書（包括承認事項）の承認、受理などを行っています。

(2) 実績

（単位：件）

区分	処理件数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
転用	36	28	42
譲渡	17	20	41
貸付	8	6	12
担保	2	0	0
取壊し・廃棄	29	26	38
計	92	80	133



5. 生活衛生同業組合の振興計画の認定等について

(1) 業務内容

生活衛生同業組合（以下「組合」といいます。）は、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し衛生施設の改善向上を図ることを目的に、厚生労働大臣の認可を受けて県単位で設立された組合です。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する組合からの申請により、振興計画の認定、取消、変更認定や実施状況報告の受理を行っています。

（一〇メモ）～生活衛生関係営業～

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年法律第164号）で規定する麺、すし、中華、社交（バーなど）、料理（料亭）、一般飲食、喫茶、食肉販売、食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場（映画館など）、旅館、簡易宿泊所、下宿、浴場、クリーニングの18種の営業をいいます。

また、振興計画とは、厚生労働大臣が設定した指針に基づき、振興事業の目標、内容、実施時期などを具体化した計画のことをいいます。

(2) 業務対象

(単位：組合数)

	組合数	うち振興計画認定組合数
飲食店営業（すし）	6	6
飲食店営業（めん類）	5	5
飲食店営業（中華料理業）	3	3
飲食店営業（社交業）	6	6
飲食店営業（料理業）	6	5
飲食店営業（一般飲食業）	6	6
喫茶店営業	5	5
食肉販売業	4	4
食鳥肉販売業	3	3
氷雪販売業	2	1
理容業	6	6
美容業	6	6
興行場	6	2
旅館業	6	6
公衆浴場	6	4
クリーニング業	6	6
合計	82	74

(3) 実績

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指振興計画の認定	1	0	0
指振興計画の取消	0	0	0
振興計画の変更認定	14	5	25
実施状況報告書の受理	73	73	74
計	88	78	99

6. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

6-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 業務内容

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合は、申請又は届出を行うこととされています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(一〇メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所持又は輸入の届出の受理	2	0	1
所持又は輸入の変更届出の受理	7	1	8
計	9	1	9

6-2 検査

(1) 業務内容

特定病原体を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況に

ついても検査を行っています。

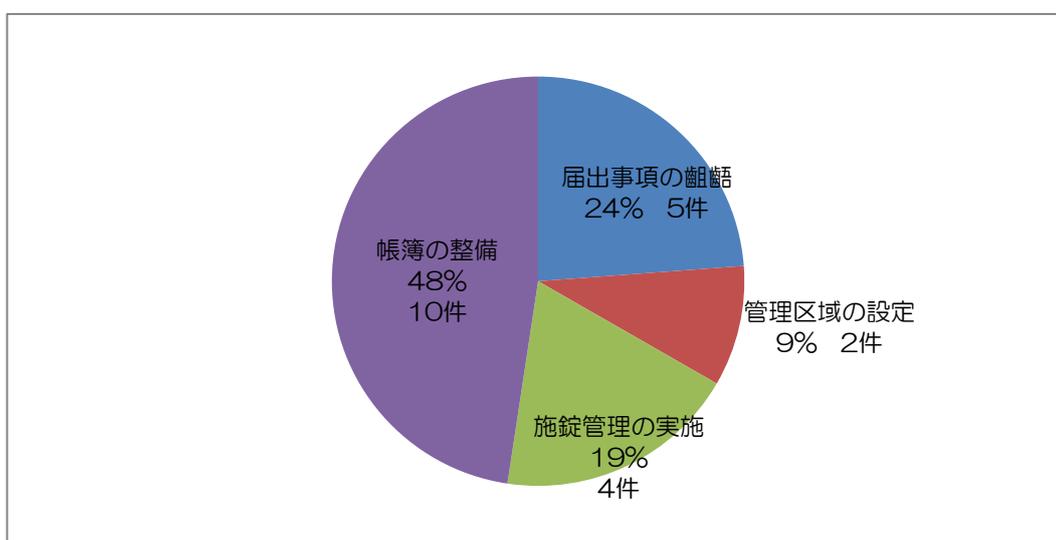
(2) 実績

ア. 立入検査の実績

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
立入検査の実績	5	6	6

イ. 平成23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）



指導事項	内容	件数
○届出事項の齟齬	・届出されている管理区域の平面図と実際の設備の位置の整合性を図ること。	5
○管理区域の設定	・特定病原体等の安全な管理に必要な区域を設定すること	2
○施錠管理の実施	・特定病原体等を取り扱う実験室等は適切に施錠管理をすること。	4
○帳簿の整備	・三種病原体等の使用、保管等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	4
	・三種病原体等に関する帳簿は、1年ごとに閉鎖を行うこと。	6

7. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名等について

(1) 業務内容

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下7において「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

（※）根拠法令：民生委員法、児童福祉法

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣より感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

（一〇メモ）～民生委員～

民生委員とは、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。

また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、平成22年に一斉改選が行われ、その任期は平成25年11月30日までとなっています。

(2) 実績

（単位：人）

区分	処理件数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
民生委員・児童委員の委嘱	504	395	636
民生委員・児童委員の解嘱	538	368	641
主任児童委員の指名	51	46	78
計	1,093	809	1,355

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
厚生労働大臣感謝状の授与	352	7,806	197
厚生労働大臣表彰状の授与	55	714	85
計	407	8,520	282



(単位：人)

県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
富山県	2,234	2,243	2,243
石川県	2,615	2,660	2,665
岐阜県	3,865	3,911	3,908
静岡県	6,065	6,066	6,105
愛知県	9,842	10,084	10,080
三重県	3,682	3,689	3,712

8. 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還について

(1) 業務内容

戦没者の遺族の方々などに対し、国として弔慰の意を表すため、精神的痛苦に対して特別の慰藉を行うために特別弔慰金や特別給付金を支給しています。

特別弔慰金や特別給付金の国庫債券の記名者が、生活保護を受けていること、受けるおそれがあることを理由に福祉事務所から証明を受けた場合は、償還金の支払期日が到来する前の賦札全部について、一定の割合で割り引かれた金額で残りの賦札を国が買い上げること（特別買上償還といいます。）ができます。

東海北陸厚生局では、管内6県にお住まいの遺族の方々に対し、特別買上償還を受けるために必要な「国庫債券の買上を必要とする旨の証明書」を交付しています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	交付件数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特別弔慰金国庫債券	70	43	22
特別給付金国庫債券	11	8	3
計	81	51	25

9. 精神保健指定医の指定等について

(1) 業務内容

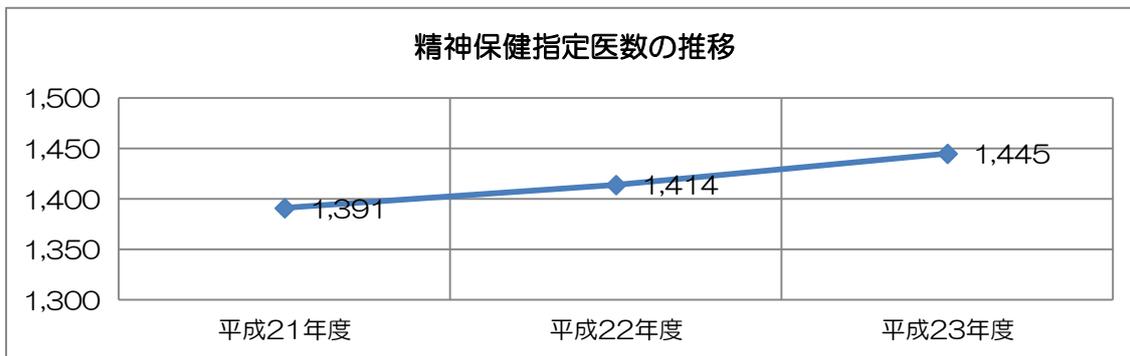
精神に障害を有する方々に対して措置、医療保護による入院や退院の際の診療、一定の行動制限の判定などの職務を行う精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく要件を満たす医師の申請により、厚生労働大臣が医道審議会の意見を聴いた上で、指定することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県にかかる精神保健指定医の指定申請書の受理、厚生労働省への進達、精神保健指定医の証の発行や再発行などの業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	処理件数		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定医の証の発行（新規）	57	51	62
指定医の証の発行（更新等）	236	218	241
指定医の証の再発行	13	9	9
指定医の取消	0	0	0
指定不適格者への通知	3	10	6
研修会受講延長の承認	3	1	3
研修会受講延長の未承認	1	1	0
辞退届・死亡届の受理	2	4	6
計	315	294	327



(単位：人)

県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
富山県	96	98	101
石川県	160	160	161
岐阜県	124	126	126
静岡県	268	273	282
愛知県	594	603	621
三重県	149	154	154

10. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 業務内容

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

東海北陸厚生局では、各県、指定都市については3年に1回程度、指定都市以外の市及び福祉事務所を設置する町村については5年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(一〇メモ) ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

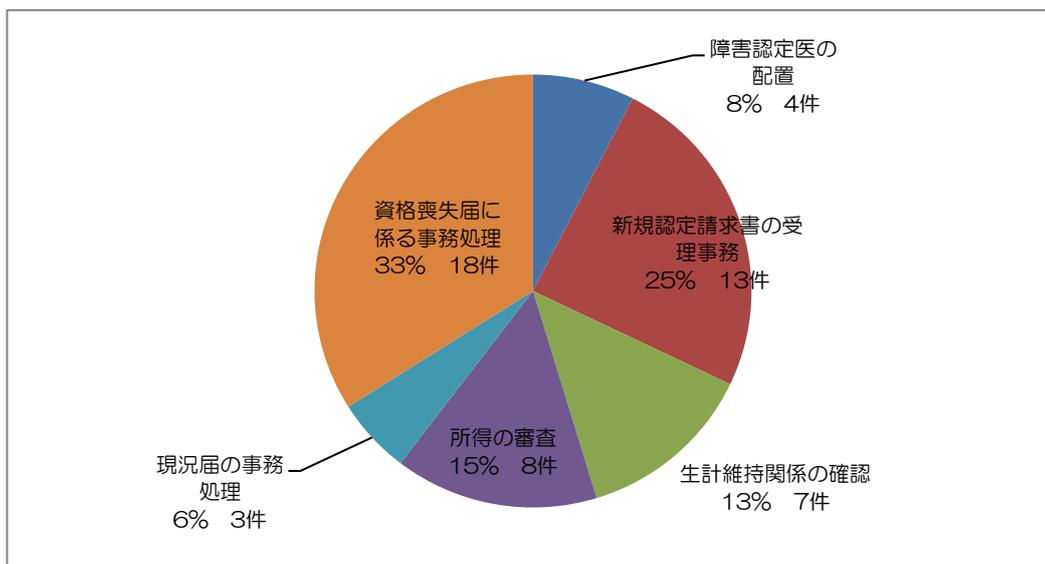
(2) 実績

ア. 監査の実績

平成21年度	平成22年度	平成23年度
1県11市	1県11市	2市

(※) 平成23年度は東日本大震災の復興に関する業務を優先したため、2市に対して監査を実施しました。

イ. 平成22、23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）



指導事項	内容	件数
○障害認定医の配置	・ 障害毎の専門医を委嘱するなど、障害ごとの障害認定医がそれぞれの判定に携わることができる体制整備を図ること。	4
○新規認定請求書の受理事務	・ 請求書は記載内容や添付書類に不備のないことを確認のうえ、受理すること。	11
	・ 請求時に規則に定められた添付書類以外の書類を請求し、当該書類の添付がないことを理由に受理しないという取扱いをしないこと。	2
○生計維持関係の確認	・ 受給者とその扶養義務者との生計維持に関する確認を十分行うこと。	7

○所得の審査	・ 養育費及び所得証明書等による所得額の確認を十分に行うこと。	8
○現況届の事務処理	・ 郵送による受付は原則行わず、本人持参による提出とすること。	1
	・ 現況届未提出者に対する時効処理等を適切に行うこと。	2
○資格喪失届に係る事務処理	・ 資格喪失日の公簿確認、資格喪失に至った事実の的確な確認等に努めること。	13
	・ 辞退を理由とした資格喪失を行わないこと。	5

11. 保護施設に対する指導監査について

(1) 業務内容

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

(※) 根拠法令：生活保護法、地方自治法第245条の4

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（10施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

(一〇メモ) ～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条に規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

監査の実績

(単位：施設)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
3	3	0

(※) 23年度は東日本大震災の復興に関する業務を優先したため、指導監査は実施していません。

(参考) 平成22年度の指導事項及び件数(軽微な事項を除く)

事 項	内 容	件 数
○入所者処遇	・ 苦情解決に関する手続き等を適正に行うこと。	1
○入所者預り金の管理	・ 入所者預り金の管理を適正に行うこと。	2
○会計経理	・ 作業収益の会計処理を適正に行うこと。	1
	・ 退職給与引当金の会計処理を適正に行うこと。	1

12. 生活保護法施行事務監査について

(1) 業務内容

生活保護制度における他法他施策の優先徹底を図ることを目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の15区市を対象に自立支援医療(更正医療)の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

(一〇メモ) ~生活保護制度における他法他施策の優先~

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。そのため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合(自立支援医療(更正医療)など)は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア. 監査実績

(単位: 件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象レセプト件数	-	558	1,033
指導件数	-	110	121

(一〇メモ) ~対象レセプト~

対象レセプトとは、生活保護受給者のうち身体障害者手帳(じん機能障害)を所持している方を対象とした医療扶助レセプト(診療報酬明細書)の中に、生活保護法による医療扶助が適用されたレセプトのことをいいます。

なお、生活保護受給者が人工透析療法を受けている場合は、生活保護の医療扶助ではなく、障害者自立支援法に基づく自立支援医療(更生医療)による医療給付が適用される必要があります。

イ. 被保護者に対して自立支援医療（更正医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 医療機関が更生医療として医療費を請求すべきところ、誤って生活保護の医療扶助として請求していたため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 地方公共団体が被保護者に対して更生医療申請の指導をしているが、被保護者から申請がなされていないため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

ウ. 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が生活保護法の指定医療機関以外の医療機関を重複受診していたため。
- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、救急搬送された医療機関から向精神薬を処方されたため。

13. その他の業務について

その他、クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の指定等に関する業務、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく報告徴収や立入検査に関する業務、特定感染症指定医療機関に係る監督に関する業務、地域における公的介護施設等の整備計画の認定に関する業務、中小企業の新たな事業活動の促進に関する業務を行っています。

なお、東海北陸厚生局におけるこれらの業務に関する平成23年度の実績はありません。

指導養成課

1. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 業務内容

各法令に基づく、救急救命士養成所、診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設、柔道整復師養成施設、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、理容師養成施設、美容師養成施設、栄養士養成施設、調理師養成施設、製菓衛生師養成施設、食品衛生管理者養成施設、食品衛生監視員養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、児童福祉司養成施設、指定保育士養成施設、社会福祉士学校養成施設、介護福祉士学校養成施設、社会福祉主事養成機関、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、精神保健福祉士養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項に基づく実習演習科目の確認等の業務を行っています。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況を実地で指導調査による確認を行っています。

(2) 業務対象

(平成24年3月31日現在)

区 分	課 程 数
① 救急救命士養成所	6
② 診療放射線技師養成所	1
③ 臨床検査技師養成所	0
④ 理学療法士養成施設	23
⑤ 作業療法士養成施設	15
⑥ 視能訓練士養成所	4
⑦ 臨床工学技士養成所	6
⑧ 義肢装具士養成所	1
⑨ 言語聴覚士養成所	8
⑩ あん摩マッサージ指圧師養成施設	1
⑪ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設	3
⑫ はり師きゅう師養成施設	16

⑬ 柔道整復師養成施設	18
⑭ 歯科衛生士養成所	16
⑮ 歯科技工士養成所	5
⑯ 保健師、助産師、看護師養成所	108
⑰ 理容師養成施設	21
⑱ 美容師養成施設	75
⑲ 栄養士、管理栄養士養成施設	39
⑳ 調理師養成施設	66
㉑ 製菓衛生師養成施設	33
㉒ 食品衛生管理者、食品衛生監視員養成施設	52
㉓ 食鳥処理衛生管理者養成施設	0
㉔ 児童福祉司養成施設	0
㉕ 指定保育士養成施設	82
㉖ 社会福祉士学校養成施設	6
㉗ 介護福祉士学校養成施設	81
㉘ 社会福祉主事養成機関	1
㉙ 身体障害者福祉司養成施設	0
㉚ 知的障害者福祉司養成施設	0
㉛ 精神保健福祉士養成施設	6
計	693

(3) 実績

平成23年度における養成所（施設）の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、平成23年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)

ア. 養成所（施設）の指定等の実績

資格	養成施設	実習演習	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書	募集停止	入学資格	指導調査
	の指定	科目の確認				の受理	届の受理	の認定	
救急救命士養成所	0	0	6	0	0	6	0	0	0
診療放射線技師養成所	0	0	0	0	0	1	0	0	0
理学療法士・作業療法士養成施設	0	0	88	6	15	34	0	0	10
視能訓練士養成所	0	0	16	2	0	6	0	0	1
臨床工学技士養成所	0	0	20	0	1	6	0	0	2
義肢装具士養成所	0	0	0	0	0	1	0	0	0
言語聴覚士養成所	0	0	23	0	0	8	0	0	0
あん摩マツサーシ指圧師・はり師・きゆう師養成施設	0	0	8	1	9	21	0	0	4
柔道整復師養成施設	0	0	8	2	8	20	0	0	3
歯科衛生士養成所	0	0	17	0	9	16	0	0	3
歯科技工士養成所	0	0	1	1	3	6	0	0	1
保健師、助産師、看護師養成所	2	0	99	1	31	108	2	0	26
理容師、美容師養成施設	1	0	5	3	97	94	0	0	14
栄養士、調理師養成施設	0	0	5	1	14	12	0	3	10
製菓衛生師養成施設	2	0	1	0	2	0	0	0	6
食品衛生管理者、食品衛生監視員養成施設	0	0	0	1	2	0	0	0	0
指定保育士養成施設	4	0	11	2	8	81	0	0	11
社会福祉士養成施設	0	0	0	0	10	6	0	0	0
介護福祉士養成施設	3	0	11	3	114	84	0	0	16
社会福祉主事養成機関	0	0	0	0	0	1	0	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0	4	0	6	7	0	0	0
小計	12	0	323	23	329	518	2	3	107
社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項に基づく実習演習科目の確認校	0	0	0	0	50	0	0	0	0
合計	12	0	323	23	379	518	2	3	107

イ. 養成所（施設）指導調査の指摘事項及び件数

東海北陸厚生局では、指摘内容の傾向を踏まえて、指摘事項を次の7項目に分類しています。

項目	主な指摘内容
学則に関する事	学則の記載内容が不明瞭、記載不備など
学生に関する事	入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など
教員に関する事	専任教員の未配置、無資格教員による授業など
教育に関する事	学則に定めた授業時間数の不足など
施設設備に関する事	設備、備品等の整備状況の不備など
管理運営に関する事	記録文書の整備状況の不備など
手続に関する事	変更承認又は届出の未提出など

また、指摘は「文書指摘」と「口頭指導」に分けています。「文書指摘」は養成施設指定規則以上の違反がある場合、「口頭指導」は指導要領、手引き、設置及び運営に係る指針等の通知に違反がある場合としています。

この分類により平成23年度における指摘事項を表にしたものが表1です。

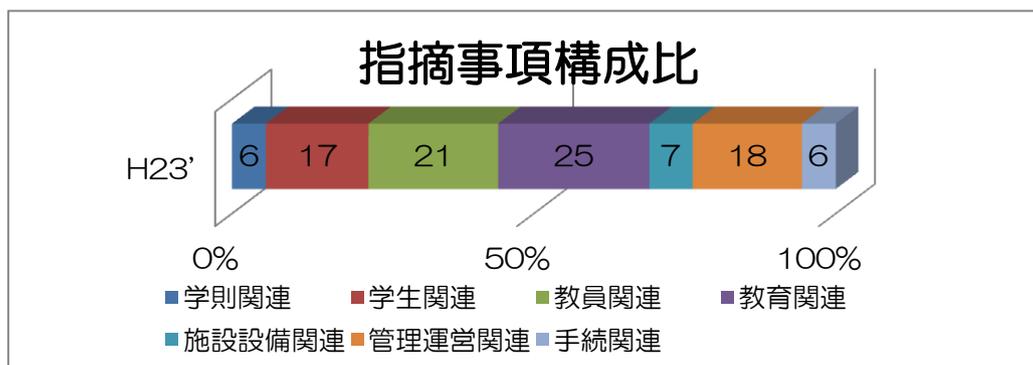
また、構成比をグラフ化したものが図1です。

(表1) 項目別指摘事項数

(単位：指摘事項数)

	指摘事項							合計
	学則	学生	教員	教育	施設設備	管理運営	手続	
平成23年度	25	76	96	112	32	81	25	447
文書指摘	0	17	40	50	12	3	25	147
口頭指導	25	59	56	62	20	78	0	300

(図1)



2. 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）について

（1）業務内容

保健師助産師看護師実習指導者講習会は、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識、技術を修得することを目的として、東海北陸厚生局と各県で開催していました。平成19年度からは、各県及び独立行政法人国立病院機構本部東海北陸ブロック事務所での実施に引き継がれました。このため、東海北陸厚生局では、実習指導者講習会の対象者及び授業内容を一部変更し、病院以外の小規模な実習施設における実習指導者又は将来なる予定の者を対象として、特定分野の実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）を開催しています。

（特定分野）

- 保健師養成所における地域看護学
- 助産師養成所における助産学
- 看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- 准看護師養成所における老年看護及び母子看護の分野

（2）実績

平成23年度における当該講習会の受講者数等は、次のとおりです。

○期間：平成23年8月18日～8月26日（39時間）

○開催場所：名古屋合同庁舎第3号館7階共用大会議室

（単位：人）

県名	受講者数
富山県	2
石川県	0
岐阜県	7
静岡県	2
愛知県	40
三重県	8
管内計	59

3. 介護技術講習制度に係る講習会について

(1) 業務内容

介護福祉士国家試験の実技試験を介護福祉士養成施設等の設置者が実施する「介護技術講習会」を受講することで、免除するものであり、届出により実施しています。

(2) 実績

平成23年度は、29法人により延べ192回の講習が実施されました。

1. 医師の臨床研修について

(1) 業務内容

ア. 臨床研修病院の研修プログラム等の審査

(ア) 臨床研修病院指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院の研修プログラム及び研修施設群、研修医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況は、次のとおりです。

臨床研修指定病院数（基幹型）

平成22年度	平成23年度	増△減
152病院	149病院	新規指定 2病院 指定辞退 5病院

(イ) 既指定病院の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

臨床研修病院の研修プログラム変更・新設については、84件の届出を受理し、内容の確認を行いました。

イ. 臨床研修修了者の登録に係る事務

臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び登録証の交付を行っています。

○平成23年度：963件

○平成22年度：965件

ウ. 適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップ

(ア) 指導医講習会等において、医師臨床研修制度を説明し、臨床研修を行う

病院・施設における適切な指導体制の確保や適正な研修の実施のための支援を行っています。

○指導医養成講習会への講師派遣：平成23年度 9回

○プログラム責任者養成講習会への講師派遣：平成23年度1回

○研修医オリエンテーションへの講師派遣：平成23年度 2回

(イ) 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修医及び研修施設からの相談窓口業務を行っています。

エ. 臨床研修費等補助金（医師）の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導體制や環境を整えるための補助金で、臨床研修病院及び大学附属病院を対象に補助金を交付しています。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む）が開設する病院は補助対象とはなりません。

○平成23年度交付決定：131件 1,868,072千円

○平成22年度確定：131件 2,128,076千円

オ. 医師臨床研修制度に関する関係機関・団体等への普及啓発、指導・助言等制度の詳細、運用に関する個々の大学、病院、自治体のほか、地域の関係団体等への普及啓発、指導・助言等を行っています。

(ア) 東海北陸地区臨床研修病院合同説明会

臨床研修病院を一同に集めて、医学生に直接アピールする機会を設けることにより、学生の情報収集に資するとともに、当ブロック内への若手医師の移動を促進するため、「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」を次のとおり開催しました。

○日 時：平成23年5月8日（日）10時～16時

○会 場：ポートメッセなごや 第2展示場

○主 催：東海北陸地区臨床研修病院合同説明会実行委員会

（一〇メモ）～臨床研修～

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師として的人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

2. 医師確保について

厚生労働本省においては、平成19年3月9日に「医師確保等対策チーム」を設置し、この対策チームの中に各ブロックの支援チームを設けています。

東海北陸厚生局では、次の業務を行うほか、厚生労働本省のブロック毎支援チームとの連携調整を行っています。

- ① 地域における医師不足等に関する問題状況の把握と助言
- ② 産科、小児科の集約化・重点化に関する取組状況、進捗状況の把握
- ③ 都道府県の医師確保対策の取組状況の把握と助言
- ④ 各県の医療対策協議会の医師派遣要請を受けて、国の地域医療支援中央会議（緊急臨時的医師派遣、地域医療アドバイザー派遣要請）への進達
- ⑤ 地域医療に対する問い合わせへの対応
- ⑥ 地域医療再生計画（基金）の進捗状況の把握

3. 医師の再教育研修について

（1）業務内容

再教育の種類には「団体研修」と「個別研修」等があり、東海北陸厚生局は「個別研修」を担当しています。

研修の形態は、次のとおりです。

- ① 戒告処分を受けた医師等：団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等：団体研修及び課題学習
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者：団体研修及び個別研修

再教育担当者が受けるべき個別研修の時間は、次のとおりです。

- ① 医業停止期間等1年以上2年未満の処分を受けた医師等：80時間
- ② 医業停止等2年以上の処分を受けた医師等：120時間以上

(2) 再教育研修対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師等及び免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

（一口メモ）～再教育研修～

医師法及び歯科医師法の一部改正（平成19年4月1日施行）により、行政処分を受けた医師及び歯科医師（以下「医師等」という）に対して再教育研修することとされました。

4. 医療安全に関する取組の普及及び啓発について

(1) 業務内容

ア. 医療安全に関するワークショップの開催

国民の皆様が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。

東海北陸厚生局では、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

なお、平成23年度の開催概要は、次のとおりです。

○開催時期：平成23年12月13日（火）・14日（水）

○開催場所：テレビアホール、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター講堂

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者

○開催規模：参加者は2日間で578名

イ. 診療関連死に関する調査分析モデル事業

医療事故の原因究明・再発防止を目的に、厚生労働本省の補助事業として平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会が主体となり全10地域で実施していましたが、平成22年度からは日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が加わり新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

愛知県は平成17年9月よりモデル事業に参加し、受付窓口を愛知県医師会救急センターに置き、事務局を平成19年8月より名古屋大学付属病院医療の質・安全管理部、平成21年6月より愛知県医師会館に移して事業を進めています。

東海北陸厚生局では、愛知県モデル事業にオブザーバーとして参画するとともに、モデル事業と関係機関との調整等に当たっています。

5. 心神喪失者医療観察法について

(1) 業務内容

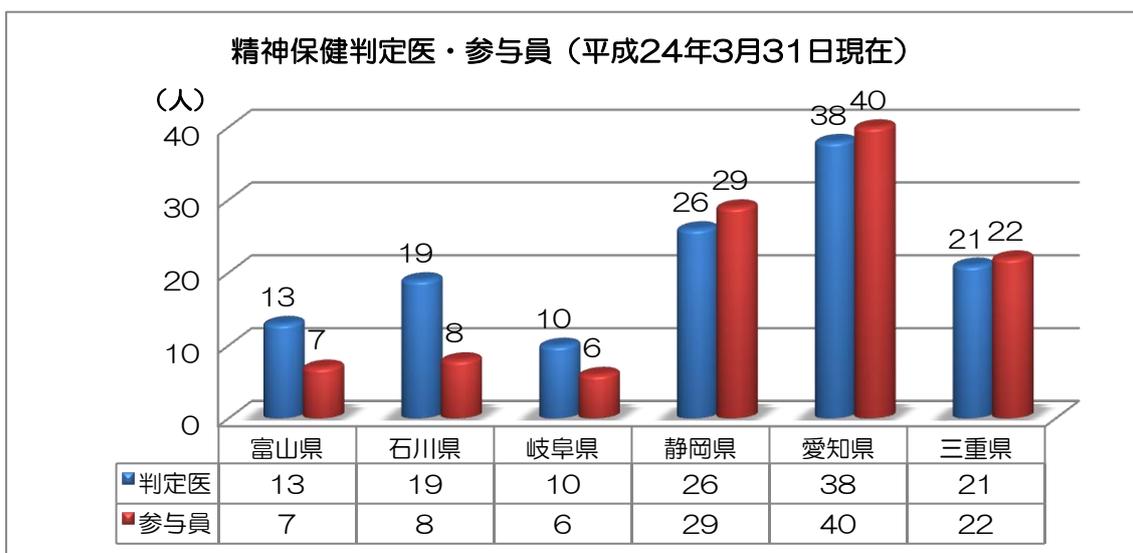
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の枠組みの中で、厚生労働本省は主として対象者が円滑な社会復帰を促進するための必要な医療を行う役割を担っており、東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所など関係機関と連携しつつ、次の業務を行っています。

- ① 精神保健判定医、参与員名簿の取りまとめ
- ② 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施
- ③ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）
- ④ 指定医療機関における医療提供にかかる診療報酬の管理
- ⑤ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

(2) 実績

ア. 精神保健判定医・参与員

- ① 精神保健判定医：審判において精神保健医療の観点から意見を述べる者
- ② 精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から意見を述べる者

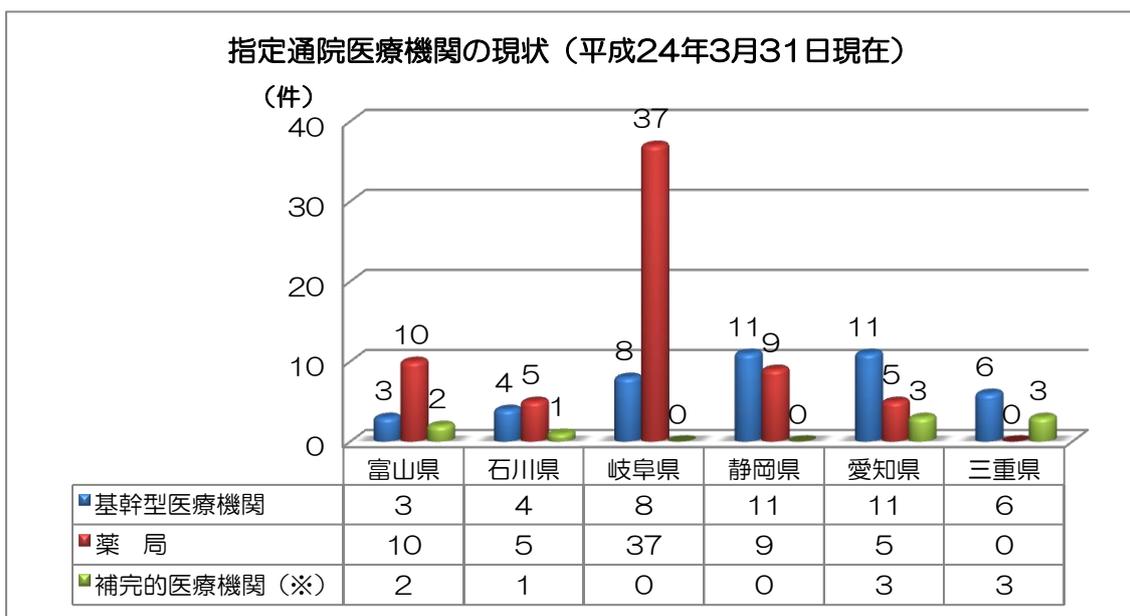


イ. 指定医療機関の指定

管内の指定入院医療機関の指定状況は、北陸病院（34床）、東尾張病院（35床）、榊原病院（18床）、静岡県立こころの医療センター（12床）の計4施設です。

ウ. 指定通院医療機関の現状

指定通院医療機関については、次のとおり指定しています。



（※）補完的医療機関とは、デイケア施設や訪問看護ステーションです。

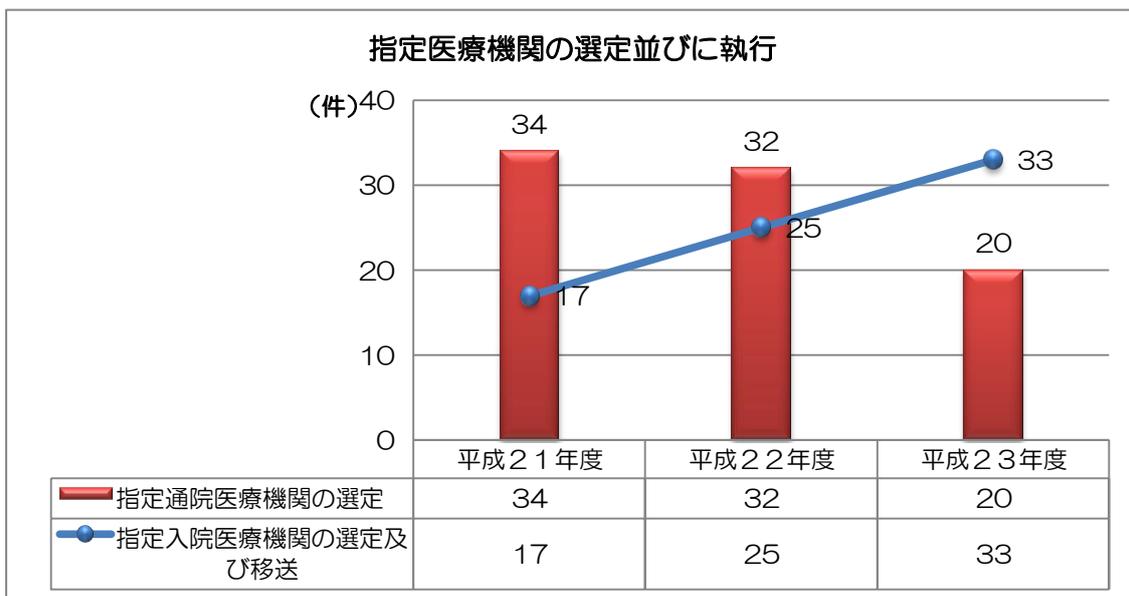
（3）指定医療機関一般指導監査について

監査については、指定入院医療機関については年に1回、また、指定通院医療機関については、5年ごとに実施しています。

（4）指定医療機関の選定並びに執行（移送）

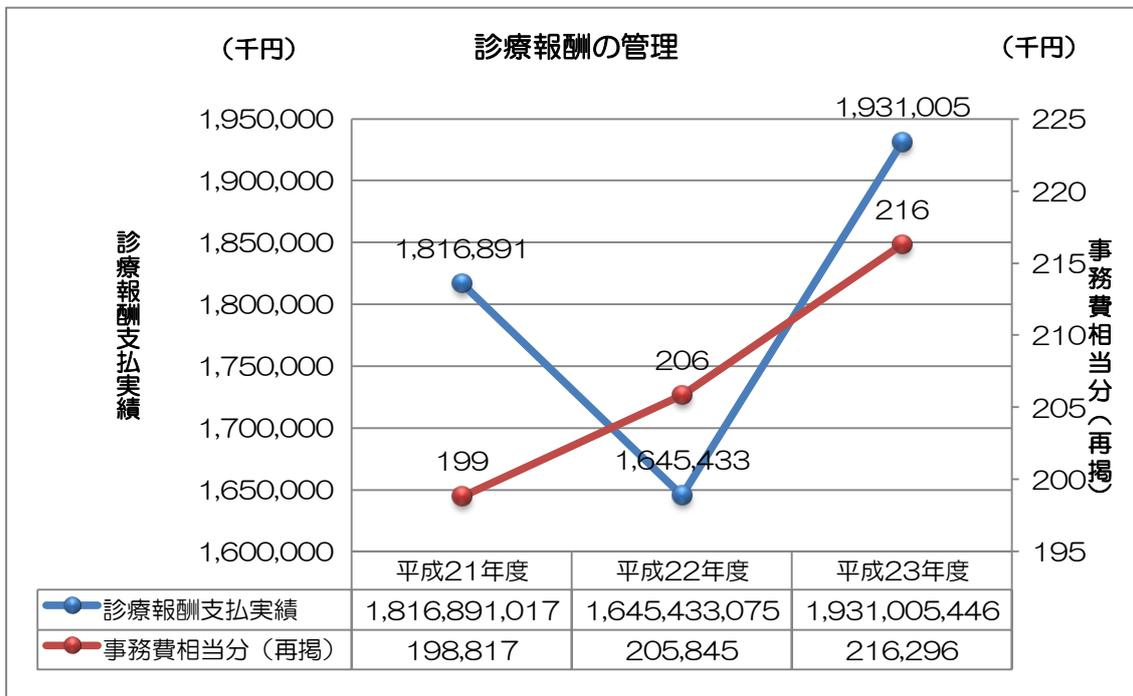
東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

東海北陸厚生局における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。



(5) 診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託しており、支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。



(6) 処遇改善請求

処遇改善請求は、入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを請求する制度です。

東海北陸厚生局における処遇改善請求の受理状況は、次のとおりです。

(単位:件)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
0	3	3

(一〇メモ) ～医療観察法制度～

医療観察法制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

6. 医薬品等製造業許可等について

(1) 業務内容

業として医薬品等を製造する場合は、薬事法に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査しています。

- ① 生物学的製剤及び放射性医薬品製造業等の許可、更新業務(県知事経由)
- ② 生物由来製品製造管理者の承認(県知事経由)
- ③ 各種届出の受理(県知事経由)
- ④ 許可証の書換え交付(県知事経由)
- ⑤ 許可証の再交付(県知事経由)

(2) 実績（登録業者）

平成24年3月31日現在 医薬品等製造業登録業者 11社

7. 毒物劇物の製造業・販売業の登録等について

(1) 業務内容

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒物及び劇物取締法第4条）

東海北陸厚生局では、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

- ① 毒物劇物「原体」の製造業・輸入業の登録（県知事経由）
- ② 製造業・輸入業の更新（県知事経由）
- ③ 登録変更（県知事経由）
- ④ 各種届出の受理（県知事経由）
- ⑤ 登録票の書換え交付（県知事経由） 登録票の記載事項変更時
- ⑥ 登録票の再交付（県知事経由） 登録票の汚染時

(2) 実績（登録業者）

平成24年3月31日現在 毒物劇物製造業登録業者 71社
毒物劇物輸入業登録業者 69社

8. 健康危機管理について（原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に備え）

(1) 業務内容

東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、衛生研究所等）の連絡網を作成し、また、関係職員を対象として「東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会」を開催するこ

とにより、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

ア. 健康危機管理連絡体制等の整備

(ア) 東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会の運営

管内自治体間の連絡調整の場として、管内6県・10保健所設置市・2検疫所及び東海北陸厚生局を構成員団体とする協議会を設置運営しています。（事務局は東海北陸厚生局、名古屋検疫所）

(イ) 健康危機管理メーリングリストの運営

協議会メンバー同士の情報提供・意見交換等のためのメーリングリストを運営しています。

(ウ) 健康危機管理相互支援協定の締結

健康危機管理事案発生時において、協議会メンバー間で、①原因究明調査②医薬品等の提供③医療チームの派遣④特に要望のあった事項と医薬品等の備蓄状況の把握、支援要請・受諾に係る手続・調整等の相互支援を行うための協定書を締結しています。

イ. 地方公共団体及び関係機関からの健康危険情報の収集・集約・報告

ウ. 国民、報道機関、地方公共団体、関係機関等への情報提供

エ. 健康危険情報に関する確認・調査

○事件・事故現場等への職員派遣

オ. 公衆衛生上重大な危害発生時の対応

○現地対策本部の設置

(2) 東海北陸厚生局内の体制

ア. 健康危機管理連絡協議会の運営について

平成20年10月の厚生局組織再編に伴い、総務課、健康福祉課、医事課、食品衛生課で「東海北陸ブロック健康危機管理協議会運営チーム」を設置し、協議会のテーマ、開催時期の策定を名古屋検疫所と協力してあたります。

なお、テーマ等決定後は、次の分担により幹事課が中心となり、協議会の業務を行います。

(参考)

- 感染症（型インフルエンザを含む）及び飲料水：健康福祉課
- 医薬品、毒劇物：医事課
- 食中毒、食の安全：食品衛生課
- その他自然災害等：総務課

イ. 健康危機事案発生時

局長を本部長として「健康危機管理等対策本部」を立ち上げ、本部員及び上記の幹事課が中心に行います。

1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について

(1) 業務内容

総合衛生管理製造過程とは、HACCPの考え方を取り入れ、食品の製造・加工過程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因を分析し、重点的に管理する必要のある工程を定め連続的に監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理方法です。この衛生管理方法は、従来から食品製造時に用いられていた一般衛生管理を基礎とし、より高度に安全性を確保するために、平成7年食品衛生法の改正時に導入されました。対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水です。

東海北陸厚生局では、事業者からの新規、変更、更新の申請内容の審査及び承認施設への指導監督等を実施し、衛生管理の向上に努めています。

(一〇メモ) ~HACCP~

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で危害分析重要管理点と訳されます。1960年代に始まった米国の宇宙開発計画（アポロ計画）における宇宙食の微生物学的安全性確保を目的として開発されました。

現在、国連の専門機関からガイドラインが示され、食品安全管理の国際標準として様々な国で法的に導入、または、推奨されています。

(2) 実績

総合衛生管理製造過程の承認状況等は、次のとおりです。

ア. 総合衛生管理製造過程承認等の状況

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		施設数	品目数	施設数	品目数	施設数	品目数
承認	新規	8	11	4	4	4	5
	変更	8	12	4	8	8	8
	更新	14	24	24	41	29	43
その他	申請の取下げ	0	0	0	0	0	0
	承認の返上	3	6	5	5	3	6
	承認の失効	0	0	0	0	0	0
	承認の取消し	0	0	0	0	0	0

イ. 東海北陸厚生局及び全国における承認の状況

食品の種類	施設数				品目数			
	東海北陸			全国	東海北陸			全国
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
乳	17	18	18	157	22	24	23	226
乳製品	22	22	20	155	32	32	30	222
食肉製品	8	8	8	61	15	15	14	107
魚肉練り製品	3	3	3	22	4	4	3	28
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	8	7	6	22	10	9	8	24
清涼飲料水	29	28	28	118	39	38	39	167
合計	87	86	83	535	122	122	117	774

(※) 承認施設の名称及び品目は、別表1を参照してください。

ウ. 立入検査の状況

(ア) 立入検査の実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
立入検査数	88	86	83

(イ) 立入検査での主な指摘事項（平成 23 年度）

指摘事項	主な指摘内容
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・規定どおりにモニタリングが行われていない ・殺菌機の更新により自記温度記録計の温度センサーの位置が変更になったにもかかわらず、CCP 整理表、記録様式等が修正されていない
改善措置	<ul style="list-style-type: none"> ・金属探知機で排出された製品について、原因究明が行われていない ・重要管理点における管理基準逸脱時の改善措置の記録が残されていない
一般衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・製造室において天井の破損、過去に使用された配管等の穴、塗装剥がれがみられた ・製造室内において、配管から水漏れや結露がみられた
記録	<ul style="list-style-type: none"> ・記録漏れや規定どおりの修正方法により修正されていないにもかかわらず、検証者により確認されていた

検証	<ul style="list-style-type: none"> ・FDVの作動確認が適切に行われていない ・機械器具の校正が規定の頻度で実施されていない ・クレーム対応において、原因究明が十分行われていない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程総括表の検証方法、記録文書等に現状と齟齬がみられた ・施設の変更が図面に反映されていない

2. 対EU・対米輸出水産食品認定施設の指導等について

(1) 業務内容

ア. 対EU輸出水産食品加工認定施設

EU諸国へ水産食品を輸出する場合、それらの国の輸入要件を満たす必要があり「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付食安発第0603002号）により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、都道府県知事等が認定した施設に対して、6か月に1回以上現地査察、指導等を実施しています。管内の認定施設は1施設です。

イ. 対米輸出水産食品加工認定施設

米国へ水産食品を輸出する場合、米国の輸入要件が満たされていることを保証しなければならないため、「対米輸出水産食品の取扱いについて」（平成20年6月16日付食安発第0616004号）により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、都道府県等衛生主管部（局）長が認定した施設に対して、必要に応じて現地査察、指導等を実施しています。管内の認定施設は9施設です。

(2) 実績

	施設数	現地査察件数		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
対EU輸出水産施設	1	2	2	2
対米輸出水産施設	9	13	10	9

3. 輸出食肉を取扱うと畜場等の査察について

(1) 業務内容

牛肉を米国へ輸出する場合は、「対米食肉輸出食肉を取扱うと畜場等の認定について」（平成2年5月24日付衛発第35号）により米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また、カナダ、香港、並びにシンガポールへ輸出する場合においては、「対カナダ食肉輸出を取扱うと畜場等の認定について」（平成17年12月12日付食安発第1212001号）、「対香港食肉輸出を取扱うと畜場等の認定について」（平成19年2月15日付食安発第0215001号）、「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」（平成21年5月14日付食安発第0514001号）により米国と同様に取り扱うこととされています。

このため、食肉輸出施設の認定準備作業として申請者及び県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸入国担当者の査察の同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、月1回の定期的な査察を実施しています。その査察結果に基づき、施設を指導すると共に、その改善措置については、県等へ通知並びに厚生労働本省へ報告しています。

(2) 実績

- ①対香港輸出食肉取扱い施設・・・・・・・・平成22年7月認定
- ②対シンガポール輸出食肉取扱い施設・・平成22年11月認定
- ①②共に岐阜県高山市の飛騨食肉センター（JA飛騨ミート）が認定されています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
現地査察件数		4	12

4. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

(1) 業務内容

食品衛生に係る検査を実施する検査機関が食品衛生法の規定により厚生労働大臣の登録を受けるためには、登録の基準（食品衛生法第33条第1項）に適合するとともに、製品検査※の業務管理の基準（食品衛生法施行規則第40条）

に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。管内の登録検査機関は12機関、施設数は本部を他局に持つ機関の支所を含め20施設です。なお、登録検査機関の名称等は、別表2を参照してください。

（一〇メモ）～製品検査～

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認めるとき、それらの命令によって実施される検査等をいいます。

例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により事業者が実施する検査があります。

（2）実績

登録検査機関の登録の状況等は以下のとおりです。

ア. 登録等の状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録	新規	1	0	0
	更新	0	4	0
業務規程	新規認可	1	0	0
	変更認可	20	17	7
製品検査業務の休止又は廃止		0	1	1

イ. 立入検査の状況

（ア）立入検査の実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
立入調査件数	21	20	20

（イ）立入検査での主な指摘事項（平成23年度）

指摘項目	主な指摘内容
機械器具の管理	・ 定期点検の結果による修理等報告の確認及び記録がない
試験品の取扱いの管理	・ 採取された試験品の状態が搬送時の記録と受領受付者の記録で異なるものがみられた ・ 複数ロット存在する試験品の採取記録に外装表示、採取したもののロットの記録がなかった

検査結果の処理	・ 検査結果に疑義があり、再検査を実施しているが、検査区分責任者の再検査前の確認が記録されていない
検査の操作等の管理	・ 検査員の判断により標準作業書に定める方法と異なる方法で実施していた
検査結果通知書	・ 自主検査の成績書に、製品検査と同等の信頼性を確保できていないが「本結果は食品衛生法第35条第2項の規定により厚生労働省令で定める技術上の基準に適合する方法により実施したものである」の文言が記載されていた
内部点検	・ 内部点検が内部点検標準作業書に定める事項の一部しか実施されていない
内部精度管理	・ 内部精度管理の実施結果について、検査区分責任者の評価及び信頼性確保部門責任者によるとりまとめがされていない
外部精度管理調査	・ 外部精度管理調査の結果について、信頼性確保部門責任者が行ったとりまとめの記録がない ・ 製品検査部門責任者から信頼性確保部門責任者に提出された、改善措置報告についての信頼性確保部門責任者の確認がなされていない

ウ. 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催（平成23年7月15日）

5. 食中毒に係る調整業務について

(1) 内容

食中毒が発生した場合には、都道府県等の保健所が拠点となって調査を行い再発防止に努めています。このうち、大規模かつ広域に発生する食中毒で緊急を要する場合は、被害の拡大防止等を図るため自治体間の協力に加えて、厚生労働本省が連絡調整を行います。また、東海北陸厚生局では、管内の自治体から食中毒の速報を受け、厚生労働本省からの指示により当該自治体と協力して現場調査の立ち会い等を行います。

(2) 実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
食中毒速報等収集	17	33	69

(※) 厚生労働本省の指示による連絡調整や現場調査の立ち会い等はありませんでした。

6. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について

(1) 業務内容

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実と異なる表示又は著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して営業者を指導し、改善の勧告等を実施しています。

(2) 実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自治体等からの相談及び指導	6	29	10
事業者からの相談及び指導	1	0	0
自治体における監視指導	12	58	27
行政措置	0	0	0

7. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について

(1) 業務内容

食品の安全性確保に係る施策の推進にあたって、国民や住民の意見を反映し情報及び意見交換の促進を図るため、厚生労働省は、内閣府食品安全委員会、農林水産省、自治体等と連携をとりつつ、意見交換会等を企画運営して食品に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

(2) 実績

年度	開催実績
平成 21 年度	食品工場へ行こう（平成 21 年 8 月 26 日、クノール食品(株)東海事業所（静岡県島田市）にて開催）
平成 22 年度	輸出食肉の検査と衛生管理について（平成 22 年 11 月 19 日飛騨ミート農業組合連合会（岐阜県高山市）煮て開催）
平成 23 年度	わかりやすい食の安全と衛生管理について（平成 23 年 8 月 19 日、ハウス食品(株)静岡工場（静岡県袋井市）にて開催）

8. 会議・研修会等への出席について

次の各種会議、研修会等へ出席しました。

- ・ 東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会
- ・ 東海北陸地域における食品表示関係機関連絡会
- ・ 東海北陸 7 県 10 市食品衛生主管課長会議
- ・ 東海地区輸入食品等衛生対策連絡会議
- ・ 愛知県 HACCP による衛生管理に係る食品衛生監視員研修会
- ・ 名古屋市 HACCP による食品の衛生管理に係る研修会
- ・ 対米牛肉輸出に係る三県会議

別表1 総合衛生管理製造過程承認施設の一覧

【H24.3.31 現在】

【乳】

	自治体名	施設名	品目
1	愛知県	名古屋製酪（株）大府工場	加工乳
2		明治乳業（株）愛知工場	牛乳
3		森永乳業（株）中京工場	牛乳、加工乳
4		協同乳業（株）東海工場	牛乳、加工乳
5		名古屋牛乳（株）共和工場	牛乳
6	岐阜県	美濃酪農農業協同組合連合会東濃工場	牛乳
7		グリコ乳業（株）岐阜工場	牛乳
8		飛騨酪農農業協同組合	牛乳
9	三重県	大内山酪農農業協同組合	牛乳、脱脂乳、加工乳
10	静岡県	フクロイ乳業（株）	牛乳
11		東海明治（株）袋井工場	牛乳
12		函南東部農業協同組合丹那牛乳処理工場	牛乳
13	石川県	（株）明治 北陸工場	牛乳、加工乳
14		アイ・ミルク北陸（株）	牛乳
15	名古屋市	雪印メグミルク（株）名古屋工場	牛乳
16	豊橋市	中央製乳（株）	牛乳
17	静岡市	清水乳業（株）	牛乳
18	富山市	とやまアルペン乳業（株）	牛乳

【乳製品】

	自治体名	施設名	品目
1	愛知県	明治（株）愛知工場	乳飲料、発酵乳
2		森永乳業（株）中京工場	乳飲料、乳酸菌飲料、 アイスクリーム
3		協同乳業（株）東海工場	乳飲料
4		カゴメ（株）小牧工場	発酵乳、乳酸菌飲料
5		（株）愛知ヤクルト工場	乳酸菌飲料
6	岐阜県	グリコ乳業（株）岐阜工場	乳飲料、発酵乳
7		（株）ポレア	アイスクリーム
8	三重県	大内山酪農農業協同組合	乳飲料
9		三重グリコ（株）	アイスクリーム
10		（有）四日市酪農菰野工場	発酵乳

11	静岡県	フクロイ乳業（株）	乳飲料、発酵乳
12		（株）ニッセー第3工場	乳飲料
13		（株）ニッセー第4工場	乳飲料
14		（株）ヤクルト本社富士裾野工場	発酵乳、乳酸菌飲料
15		B-Rサーティワンアイスクリーム（株） 富士小山工場	アイスクリーム
16		東海明治（株）袋井工場	乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料
17	石川県	明治（株）北陸工場	乳飲料
18	名古屋市	東洋醗酵乳（株）	発酵乳
19	静岡市	清水乳業（株）	発酵乳、乳酸菌飲料
20	富山市	森永北陸乳業（株）富山工場	アイスクリーム

【食肉製品】

	自治体名	施設名	品名
1	三重県	プリマハム（株）三重工場	包装後加熱食肉製品、 加熱後包装食肉製品、 非加熱食肉製品
2		（株）サンショク本社工場	加熱後包装食肉製品
3	静岡県	日本ハムファクトリー（株）静岡工場	加熱後包装食肉製品
4		丸大食品（株）静岡工場	加熱後包装食肉製品
5		明治ケンコーハム（株）三島工場	包装後加熱食肉製品、 加熱後包装食肉製品
6		米久（株）夢工場	加熱後包装食肉製品、 特定加熱食肉製品
7	富山県	伊藤ハムデイリー（株）北陸工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品
8	豊橋市	伊藤ハム（株）豊橋工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品

【魚肉練り製品】

	自治体名	施設名	品名
1	静岡県	（株）あじかん静岡工場	その他の魚肉ねり製品
2	富山県	伊藤ハムデイリー（株）北陸工場	魚肉ハムソーセージ
3	石川県	（株）スギヨ北陸工場	その他の魚肉ねり製品

【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】

	自治体名	施設名	品名
1	三重県	ヤマモリ（株）松阪工場	熱溶融、缶詰
2	静岡県	ハウス食品（株）静岡工場	熱溶融
3		はごろもフーズ（株）焼津プラント	缶詰
4		（株）ニッセー第3工場	缶詰
5		クノール食品（株）東海事業所	熱溶融
6	静岡市	（株）ホテイフーズコーポレーション 蒲原工場	熱溶融、缶詰

【清涼飲料水】

	自治体名	施設名	品目
1	愛知県	サントリープロダクツ（株）木曾川工場	殺菌後密栓・密栓 密栓・密封後殺菌 ミネラルウォーター類 無殺菌・無除菌
2	岐阜県	株式会社秋田屋本店洞戸工場	殺菌後密栓・密封
3	三重県	メロディアン（株）三重工場	殺菌後密栓・密封
4	静岡県	（株）ニッセー第2工場	ミネラルウォーター類、 殺菌後密栓・密封
5		（株）ニッセー第3工場	殺菌後密栓・密封、 密栓・密封後殺菌
6		（株）ニッセー第4工場	密栓・密封後殺菌
7		（株）ニッセー第5工場	殺菌後密栓・密封
8		（株）ニッセー第6工場	殺菌後密栓・密封
9		森永製菓（株）三島工場	殺菌後密栓・密封
10		山中缶詰（株）飲料製造課	殺菌後密栓・密封、 密栓・密封後殺菌
11		（株）マルハチ村松静岡工場内 レトルト工場	密栓・密封後殺菌
12		カゴメ（株）静岡工場	殺菌後密栓・密封
13		丸善食品工業（株）富士小山工場	殺菌後密栓・密封 ミネラルウォーター類
14		エスエスケイフーズ（株）PET工場	殺菌後密栓・密封

15		キリンディスティラリー（株） 御殿場工場	ミネラルウォーター類
16		キリンディスティラリー（株） 御殿場工場第2PET工場	ミネラルウォーター類
17		（株）ホテイフーズコーポレーション 富士川ボトリングプラント第1工場	殺菌後密栓・密封
18		（株）ホテイフーズコーポレーション 富士川ボトリングプラント第2工場	殺菌後密栓・密封
19		（株）ホテイフーズコーポレーション 富士川ドリンクプラント第1工場	密栓・密封後殺菌
20		東海明治（株）袋井工場	殺菌後密栓・密封
21		三和缶詰（株）大井川工場	殺菌後密栓・密封
22		四国化工機（株）富士小山食品工場	殺菌後密栓・密封
23		アサヒ飲料（株）富士山工場	ミネラルウォーター類 殺菌後密栓・密封 無殺菌・無除菌
24	富山県	アサヒ飲料（株）北陸工場	密栓・密封後殺菌
25	名古屋市	（株）MTGキララ事業部	ミネラルウォーター類
26	静岡市	静岡ジェイエイフーズ（株） 興津第1工場	密栓・密封後殺菌、 殺菌後密栓・密封
27		静岡ジェイエイフーズ（株） 興津第2工場	無殺菌・無除菌、 密封・密栓後殺菌、
28		静岡ジェイエイフーズ（株） 庵原工場P-4プラント	殺菌後密栓・密封

別表2 登録検査機関の一覧

【H24.3.31 現在】

No.	都道府県	名 称	本部所在地
1	石川	(財) 石川県予防医学協会	金沢市神野町
2		(株) アルプ	金沢市近岡町
3	岐阜	(財) 岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町
4	静岡	(社) 浜松市薬剤師会	浜松市中区鴨江
5		(株) 中部衛生検査センター	島田市島
6		(株) 静環検査センター	藤枝市高柳
7		(株) エコプロ・リサーチ	静岡市清水区渋川
8	愛知	(財) 愛知県学校給食会	豊明市阿野町
9		(社) 愛知県薬剤師会	名古屋市中区丸の内
10		(株) 東海分析化学研究所	豊川市御津町
11		(株) 環境科学研究所	名古屋市北区若鶴町
12	三重	(財) 食品分析開発センター	四日市市赤堀

保険年金課

1. 全国健康保険協会に係る業務について

(1) 業務内容

全国健康保険協会は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、主に中小企業で働く従業員やその家族の加入により運営されています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分関係）の認可及び実地指導監査を行っています。

(2) 業務対象（平成24年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

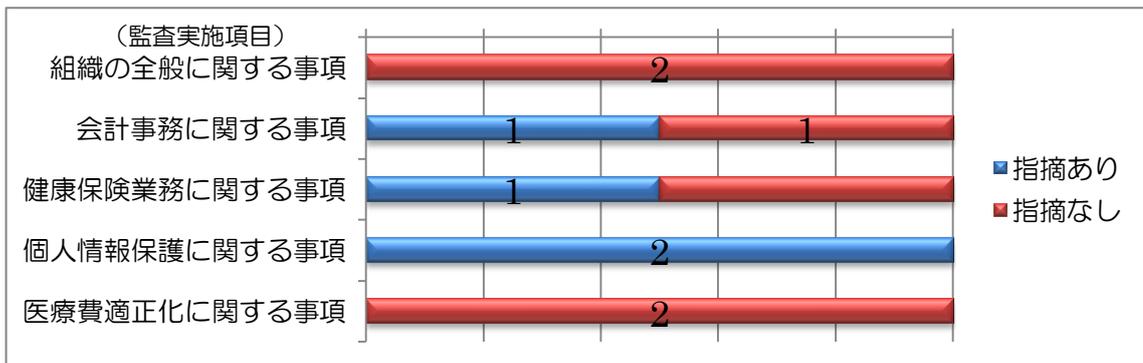
平成21年度から平成23年度までの認可申請はありません。

イ. 実地監査件数（平成22年度から実施）

（単位：件）

区 分	平成22年度	平成23年度
実地監査	2	2

ウ. 実地監査結果内訳（全国健康保険協会支部数）



2. 健康保険組合に係る業務について

(1) 業務内容

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地指導監査を行っています。

(2) 業務対象（平成24年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 189組合

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

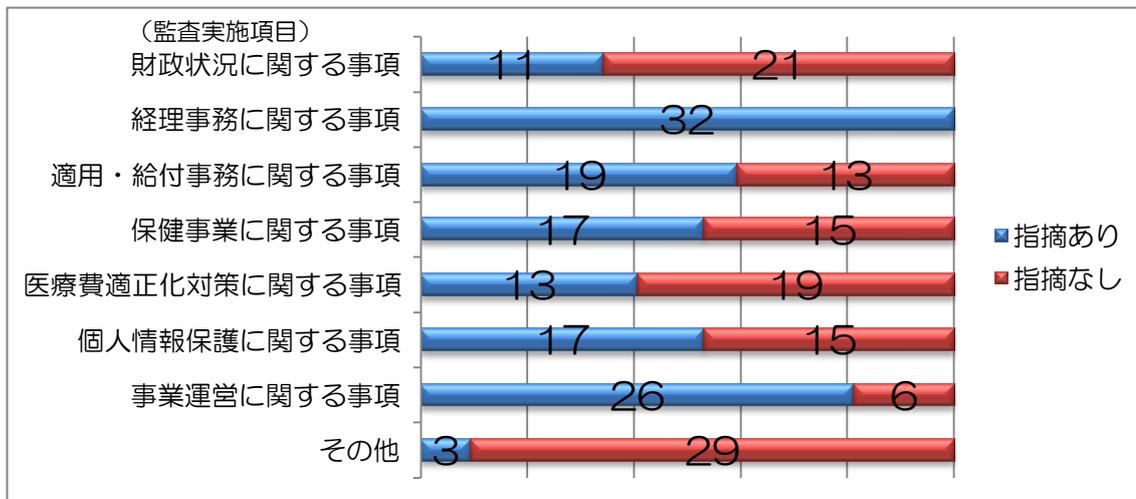
区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
規約変更申請書等の認可	332	328	294
規約変更届出書等の受理	1,457	1,404	1,358
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,541	2,372	2,338
公法人証明・印鑑証明	340	453	360

イ. 実地監査件数

（単位：件）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実地監査	29	30	32

ウ. 実地監査結果内訳（健康保険組合数）



3. 厚生年金基金に係る業務について

(1) 業務内容

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地指導監査を行っています。

(2) 業務対象（平成24年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 64基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
規約変更認可申請書等の認可	80	89	83
規約変更届出書の受理	325	293	338

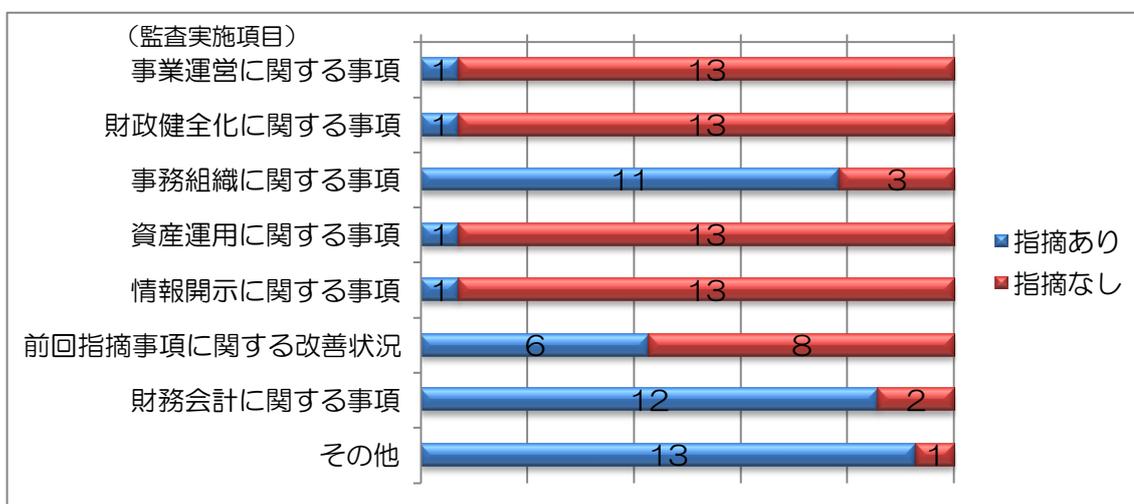
厚生労働大臣への提出書類の 受理・回付	678	580	559
公法人証明・印鑑証明	220	129	169

イ. 実地監査件数

(単位：件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実地監査	9	17	14

ウ. 実地監査結果内訳（厚生年金基金数）



4. 国民年金基金に係る業務について

(1) 業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（「地域型」又は「職域型」）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

東海北陸厚生局では、国民年金法に基づき国民年金基金に係る規約変更申請書の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付等の業務及び実地指導監査を行っています。

(2) 業務対象（平成24年3月31日現在）

国民年金基金数……………6基金

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

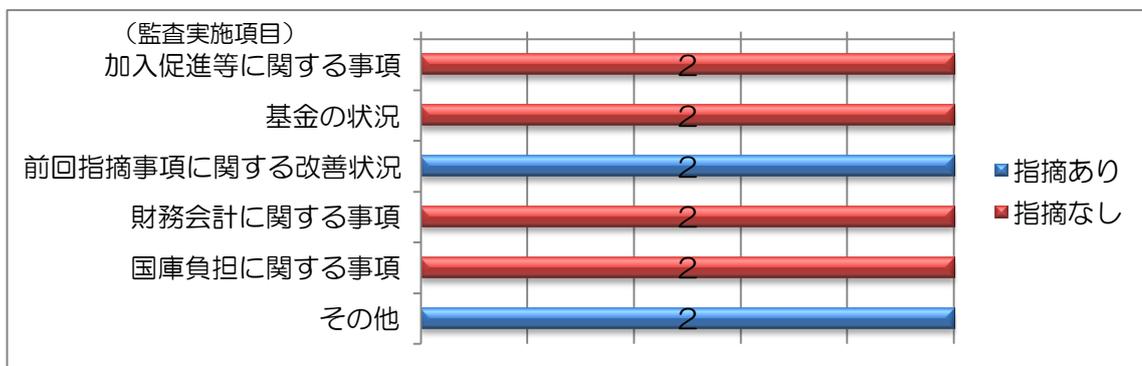
区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
規約変更申請書の認可	0	0	0
規約変更届出書の受理	29	1	13
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	36	36	31
公法人証明・印鑑証明	30	0	0

イ. 実地監査件数

(単位：件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実地監査	2	3	2

ウ. 実地監査結果内訳（国民年金基金数）



5. 確定給付企業年金に係る業務について

(1) 業務内容

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約申請書及び規約変更申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び指導監査を行っています。

(2) 業務対象（平成24年3月31日現在）

確定給付企業年金数 2,063件

① 規約型 …	1,978件
② 基金型 …	85件

(3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	135	154	651
規約変更届出書の受理	284	259	317
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	1,259	1,645	2,182
公法人証明・印鑑証明	202	117	71

イ. 実地監査等件数（平成22年度から実施）

(単位：件)

区 分	平成22年度	平成23年度
書面監査	17	56
実地監査	4	10

(※) 実地監査は書面監査を経て実施していることから、監査対象となった事業主及び企業年金基金数は56件となります。

ウ. 実地監査等結果内訳（確定給付企業年金数）



6. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

(1) 業務内容

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」とがあります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

(2) 業務対象（平成24年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 470件

(3) 実績

承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
規約変更承認申請書等の承認	131	133	159
規約変更届出書の受理	69	70	167

（一口メモ）～確定給付型年金と確定拠出型年金～

企業年金は、大きく分けると確定給付型と確定拠出型の二つに分類されます。

それぞれの主な特徴としては、確定給付型は、運用リスクは事業主等が負い、給付額が保証されている制度です。厚生年金基金や確定給付企業年金がこれに当たります。

また、厚生年金、国民年金等の公的年金も確定給付型という意味では同様です。

これに対し、確定拠出型は、事業主及び加入者が掛金を拠出し、その掛金を加入者が自らの責任により運用し、運用実績に基づき給付額が決まる制度です。確定拠出年金がこれに当たります。

1. 2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の定款変更認可等について

(1) 業務内容

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化された医療法に基づく法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可事務は、各都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣の認可が必要です。

東海北陸厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2以上の都道府県において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

(2) 業務対象

(単位：法人)

東海北陸厚生局 所管医療法人数	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	72	77	83

(参考) 医療法人名及び主たる事務所所在地は、東海北陸厚生局ホームページ内に掲載しています。<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shokan/kanri/documents/iryohojin.pdf>

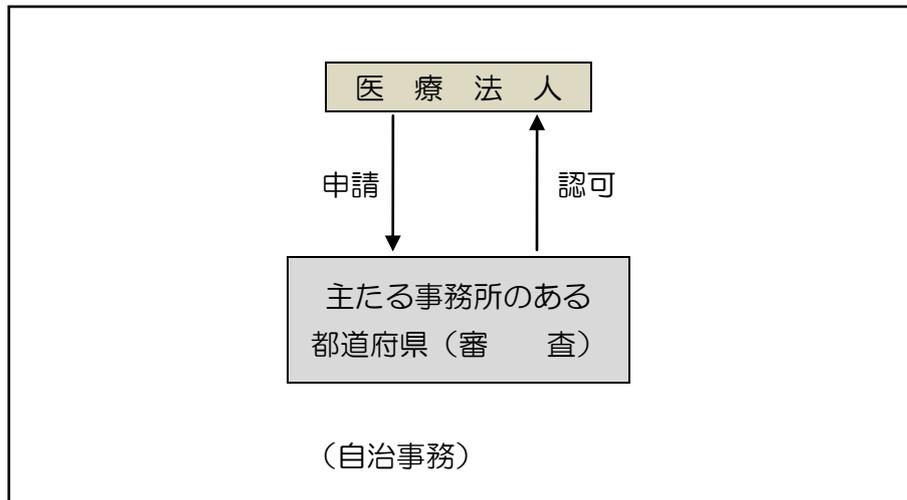
(3) 実績

(単位：件)

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定款変更認可	34	33	38
決算届受理	69	67	78
役員変更届	51	62	74
登記事項変更完了届	88	92	111
特別代理人選任	1	0	0

医療法人の定款等変更認可申請等の審査の流れ図

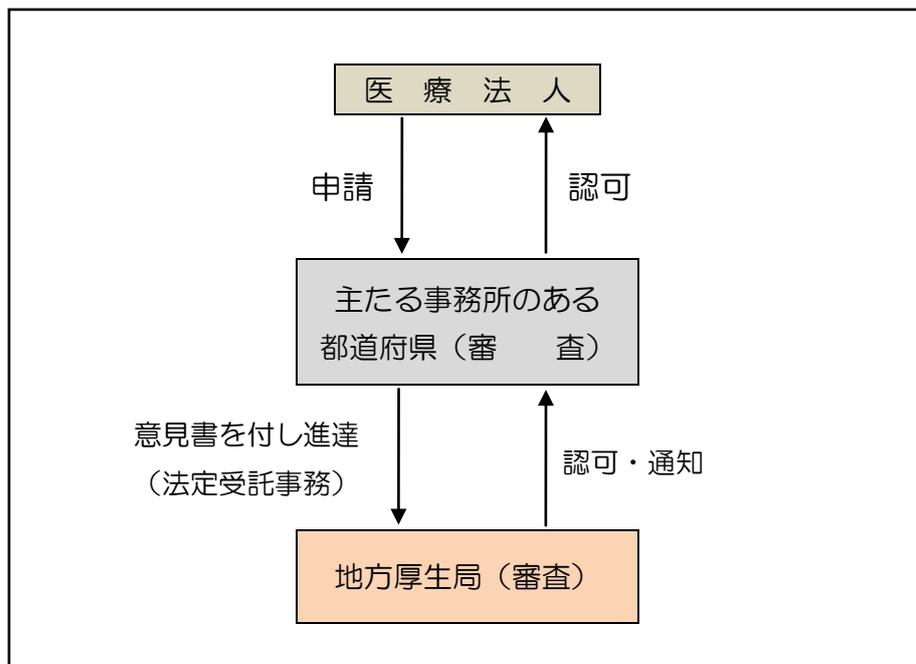
【同一県内において病院等を開設している場合（県の所管法人）】



【複数の都道府県において病院等を開設している場合（国の所管法人）】

又は

【都道府県の所管法人が、新たに他府県に病院等を開設する場合（県→国）】



2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

(1) 業務内容

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率(通常は30%)が軽減税率(22%)の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
証明件数	46	46	49

3. 病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度の証明に関する業務について

(1) 業務内容

平成13年3月に施行された第4次医療法の改正により、病院の構造設備基準が引き上げられ、病院等の建て替え又は全面改装を行う場合にはこの基準を満たさなければならないこととされ、また、早期に建て替えが行われるように税制上の優遇措置(取得年度において、基準取得価額(実際の取得価額の1/2)の15%を特別償却することができる。)が設けられています。

東海北陸厚生局では、優遇措置を受けるために必要となる、①建て替え病院用等建物であること、②救急医療等の一定の政策的医療を実施していること等について審査のうえ証明書の交付を行っています。(平成23年度まで)

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
証明件数	0	4	0

4. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について

(1) 業務内容

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

ア. オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ. 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
証明件数	1	1	1

5. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る技術的助言・指導監督について

(1) 業務内容

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村（特別区を含む。）と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適性かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言・指導監督を行っています。

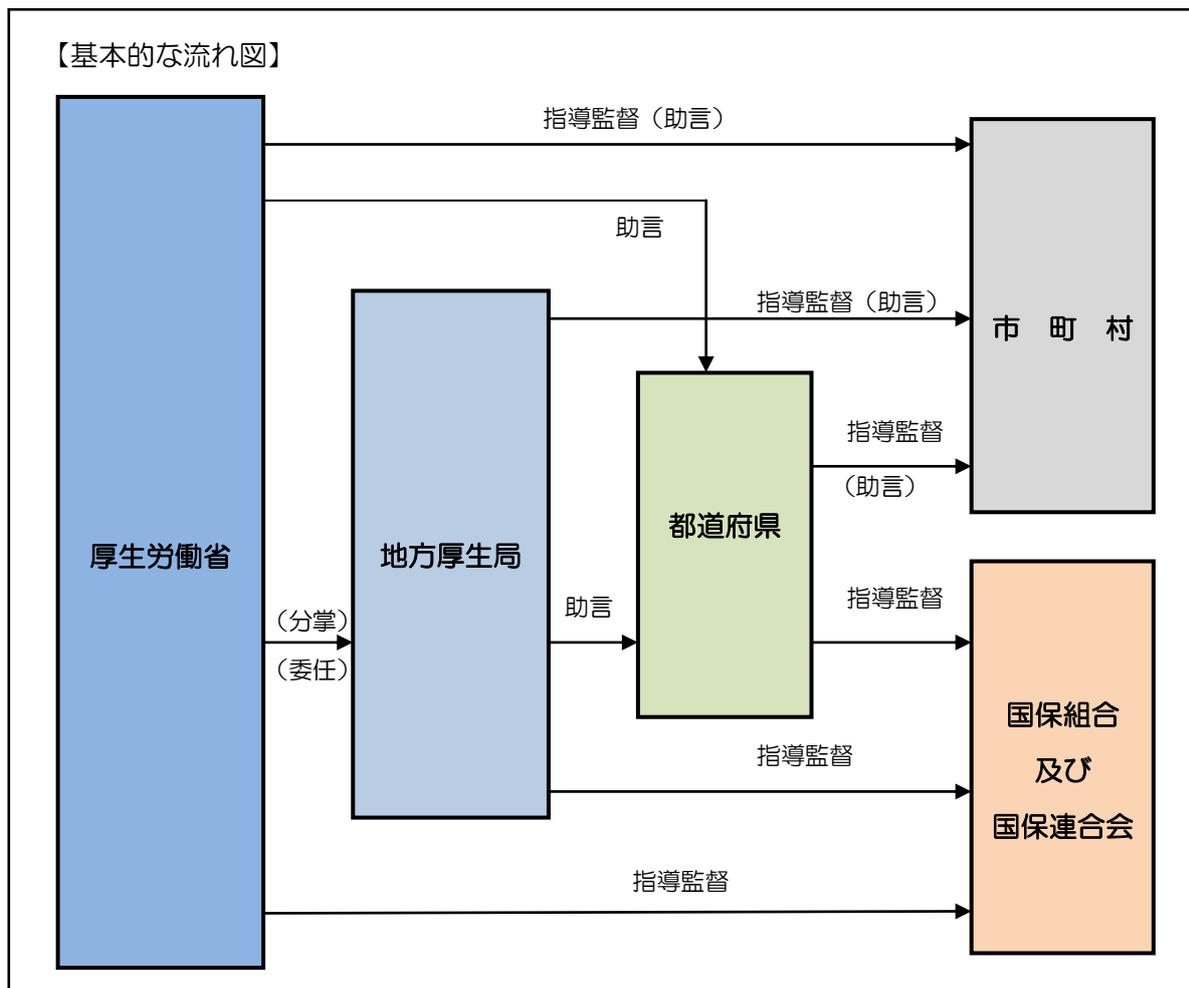
(2) 業務対象

管内各県、各市町村、管内国民健康保険組合20組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成23年度においては、管内6県、1市及び1国民健康保険団体連合会に対し、技術的助言・指導監督を実施しました。

平成22年度	平成23年度
富山県（11月）	富山県（11月）
石川県（11月）	富山県国民健康保険団体連合会（11月）
石川県国民健康保険団体連合会（11月）	石川県（11月）
三重県（12月）	静岡県（11月）
愛知県、大治町（12月）	三重県（12月）
建設連合国民健康保険組合愛知県支部（12月）	愛知県、高浜市（12月）
岐阜県、北方町（12月）	岐阜県（12月）
静岡県、下田市（12月）	



6. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の技術的助言・指導監督について

(1) 業務内容

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会に対する技術的助言及び指導監督を行っています。

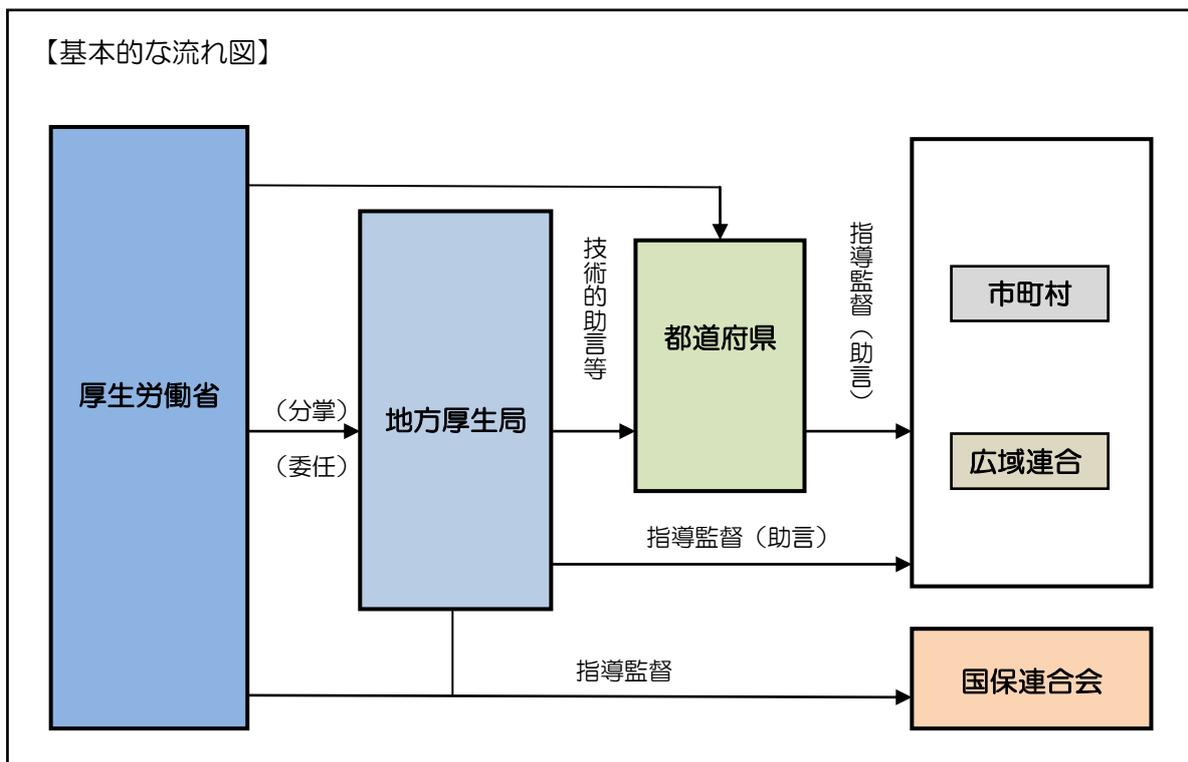
(2) 業務対象

管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成23年度においては、管内6県及び1後期高齢者医療広域連合に対し、技術的助言・指導監督を実施しました。

平成22年度	平成23年度
富山県（11月）	富山県（11月）
石川県（11月）	石川県（11月）
三重県（12月）	石川県後期高齢者医療広域連合（11月）
三重県後期高齢者医療広域連合（12月）	静岡県（11月）
愛知県（12月）	三重県（12月）
愛知県後期高齢者医療広域連合（12月）	愛知県（12月）
岐阜県（12月）	岐阜県（12月）
静岡県（12月）	



7. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係及び介護保険関係業務を除く。）の監督について

（1）業務内容

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を各都道府県に支部を設置しています。

支払基金では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金支部の行う業務の適かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の支払基金支部の監査を実施しています。

（一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

（2）実績

平成23年度においては、岐阜、富山、静岡の3支部において、監査を実施しました。

1. 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督業務について

(1) 業務内容

国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関する医療法に基づく開設承認等です。

東海北陸厚生局が所管する国の開設する病院は、国立高度専門医療研究センター及び国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構病院、国立大学法人病院、独立行政法人労働者健康福祉機構労災病院、自衛隊病院（防衛省）となっており、次の33施設です。

また、これら国の開設する診療所59施設です。

病院の内訳

(平成24年3月31日現在)

区分	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	計
国立高度専門医療研究センター	0	0	0	0	1	0	1
国立ハンセン病療養所	0	0	0	1	0	0	1
国立病院機構	2	4	1	4	4	4	19
国立大学法人	1	1	1	1	1	1	6
労働者健康福祉機構	1	0	0	1	2	0	4
防衛省	0	0	1	1	0	0	2
計	4	5	3	8	8	5	33

(2) 実績

国の開設する病院及び診療所に係る医療法に基づく開設承認事項等に関する事務の平成23年度実績は、次のとおりです。

ア. 新規開設承認申請：2件（医療法第7条第1項）

イ. 病院に係る開設承認事項の変更の承認：113件（医療法第7条第2項）

ウ. 上記の変更に伴う構造設備の使用の承認：96件（医療法第27条）

- エ. 上記の使用の承認のうち立入検査を実施した件数：33件
 オ. 病院及び診療所に係る開設通知事項等の変更通知（エックス線装置等の各種通知を含む）の受理件数：63件

2. 医療監視業務について

(1) 業務内容

医療監視に関する次の業務を行っています。

- ア. 医療法に基づく特定機能病院への立入検査の実施（医療法第25条第3項）
 イ. 国民の健康を守るため緊急の必要がある場合の各県等との合同立入検査の実施（医療法第71条の3）
 ウ. 医療事故等が発生した場合の各自治体等からの速やかな情報収集と指導・助言の実施

(2) 業務対象（特定機能病院）

東海北陸厚生局所管の特定機能病院は、次のとおりです。

No	施設名	所在地
1	富山大学附属病院	富山県富山市
2	金沢大学附属病院	石川県金沢市
3	金沢医科大学病院	石川県河北郡
4	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市
5	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市
6	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市
7	愛知医科大学病院	愛知県長久手市
8	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市
9	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市
10	三重大学医学部附属病院	三重県津市

(3) 実績

ア. 特定機能病院への立入検査の実施

(ア) 実施施設 10施設（管内の全特定機能病院）

(イ) 実施結果

文書による指導事項のあった施設：10施設

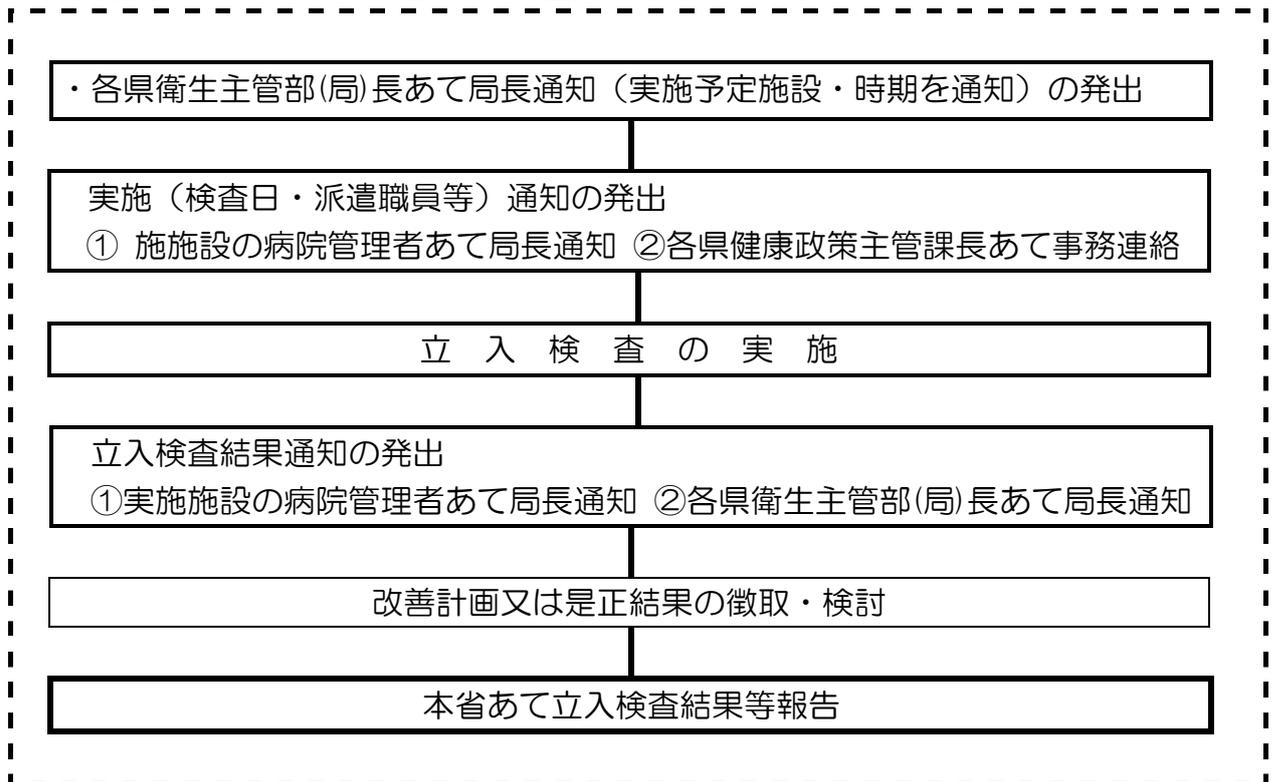
□頭による指導事項等のあった施設	
○医療安全研修	… 2
○事故報告書（報告体制）	… 4
○患者相談	… 4
○職員健康診断	… 4
○輸血療法専門委員会	… 4

イ. 医療事故等情報の収集・助言等

平成23年度は、管内特定機能病院、自治体等の10件の医療事故等対応報告受理及び情報収集を行いました。これらについて、厚生労働省への情報提供とともに必要に応じて、指導・助言等を行いました。

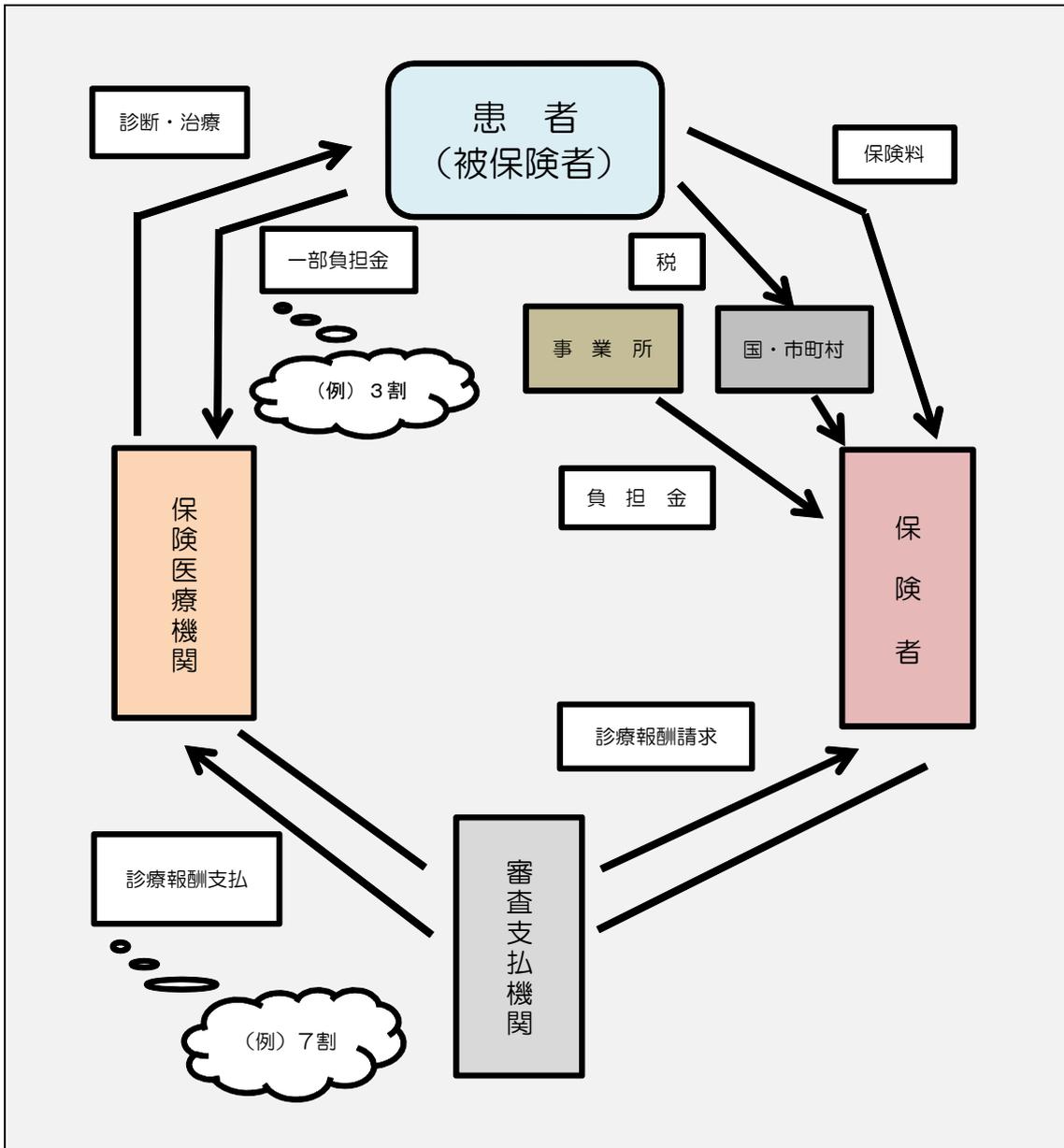
なお、任意の調査等については実施していません。

医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査実施の流れ



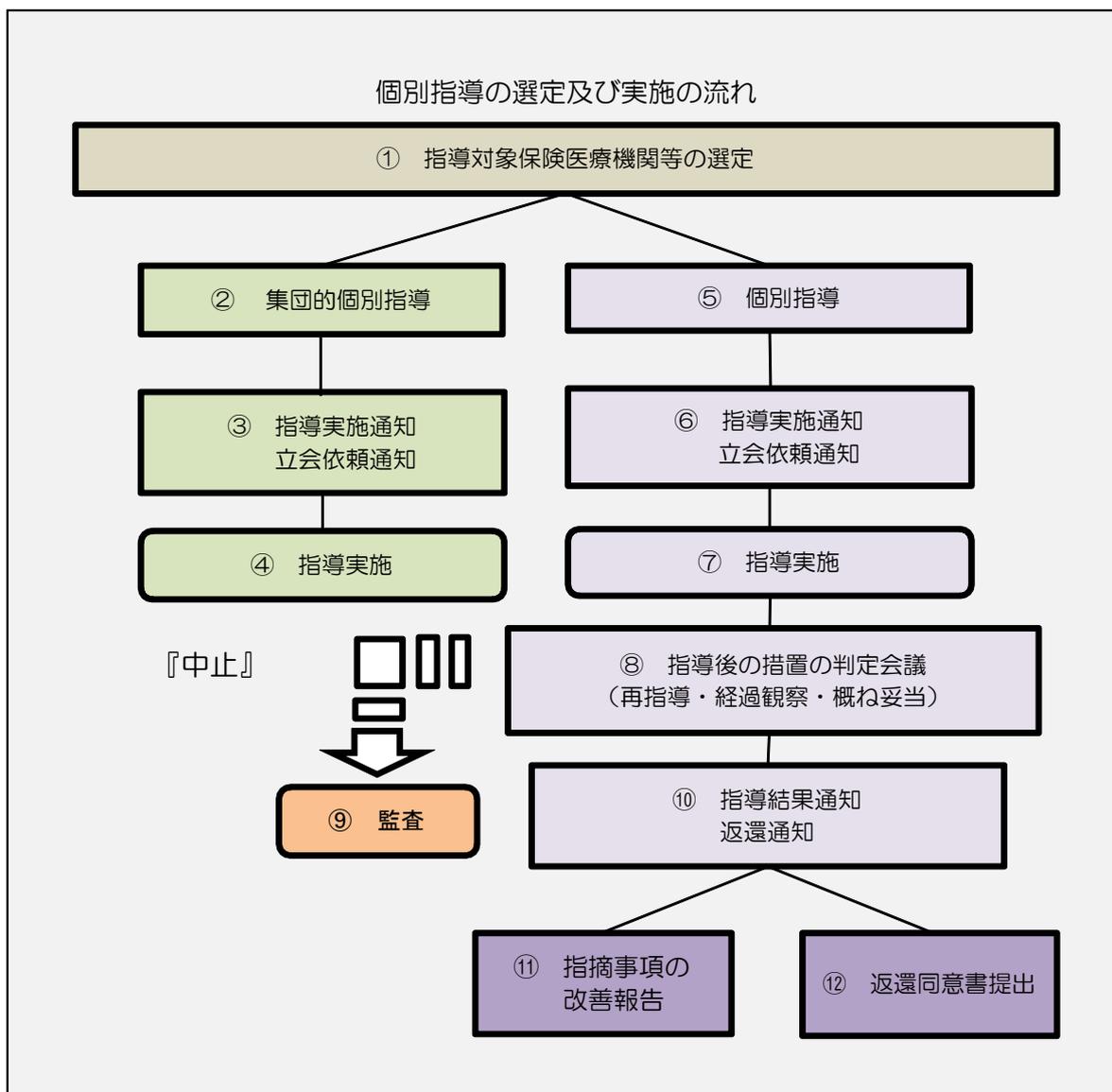
3. 東海北陸厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について

(1) 保険診療の具体的な仕組み



(2) 業務内容

指導監査課及び各県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督を行っています。



(3) 業務対象

ア. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督を行っています。

なお、管内の保険医療機関等に対する指導及び監督は、当厚生局長が必要と認めた特定事項等に関するものを除き、それぞれの県を管轄する事務所（愛知県にあっては指導監査課）で実施しています。

イ. 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督を行っています。

なお、管内の保険医療機関等に対する指導及び監督は、当厚生局長が必要と認めた特定事項等に関するものを除き、それぞれの県を管轄する事務所（愛知県にあっては指導監査課）で実施しています。

ウ. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する行政上の措置に関する業務を行っています。

(4) 実績

指導監査等の実績については、指導監査課／県事務所の実績をご覧ください。

1. 介護保険に係る自治体指導、地域密着型サービス事業者指導について

1-1 保険者（市町村等）に対する指導【自治体指導】

(1) 業務内容

介護保険制度の円滑な実施を図るため、保険者である市町村などに対して、地域密着型サービス事業者の指定、指導、監査事務の実施状況などについて、実地に聴取し、助言等を行っています。

※根拠法令：介護保険法第197条第2項、地方自治法第245条の4

（一〇メモ）～地域密着型サービス～

地域密着型サービスとは、認知症やひとり暮らしのお年寄りが住みなれた地域で暮らしながら介護を受けることのできるサービスです。平成18年の介護保険法改正により創設され、市町村が事業者の指定や監督をします。

このサービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」や「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」があります。

(2) 業務対象

管内の6県に所在する市町村等（広域連合などを含み、政令指定都市、中核市を除きます。）を対象としています。

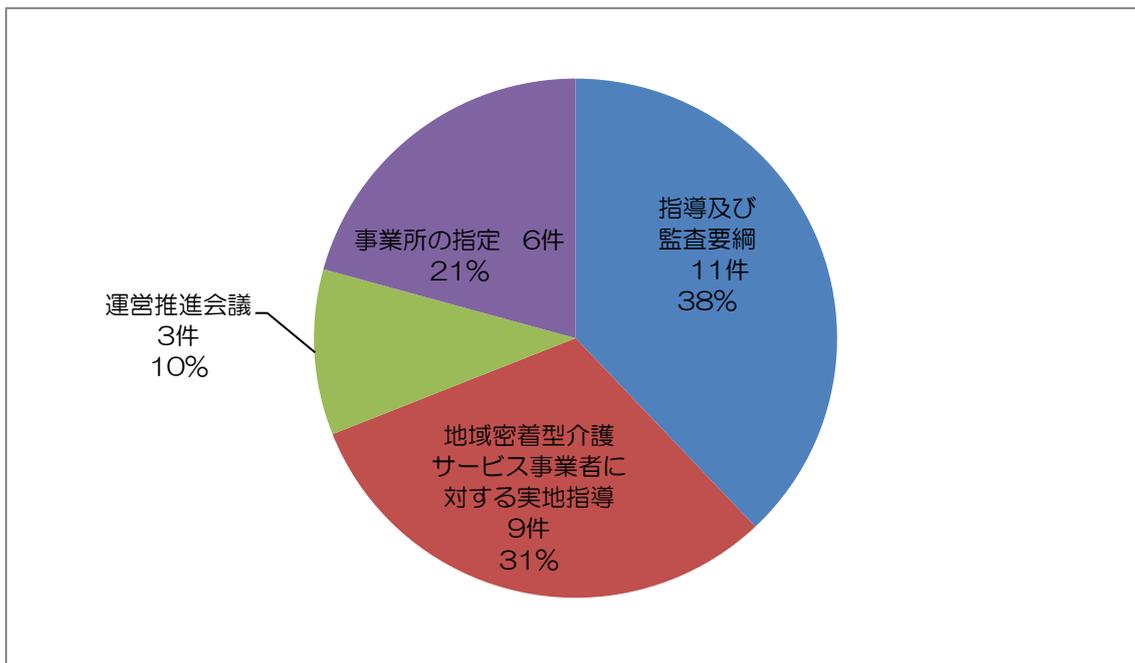
(3) 実績

ア. 実施件数

（単位：市町村（保険者））

県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
富山県	1	1	1
石川県	3	5	4
岐阜県	3	5	5
静岡県	3	4	5
愛知県	10	3	4
三重県	4	2	2
管内計	24	20	21

イ. 平成23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）



事項	指導事項	件数
指導及び監査要綱について	・「介護保険施設等の指導監督について」（老健局長通知）を参考に、指導及び監査要綱を修正すること。	11
地域密着型サービス事業者に対する実地指導について	・計画的に実施すること。	6
	・「運営指導マニュアル」及び「報酬請求指導マニュアル」に基づいて適切に実施すること。	3
運営推進会議について	・概ね2ヶ月に1回の頻度で開催すること。	1
	・運営推進会議への市町村職員の出席を検討すること。	2
事業者の指定について	・被保険者等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じること。	1
	・事業者を指定した際は適切に公示すること。	5

1-2 地域密着型サービス事業者に対する指導【事業者指導】

(1) 業務内容

介護保険制度の健全かつ適正な運営及び介護サービスの質の確保を図るため、保険者である市町村などが地域密着型サービス事業者に対して行う実地指導について、東海北陸厚生局と合同で実施しています。

※根拠法令：介護保険法第24条

(2) 業務対象

管内6県の市町村等（広域連合などを含み、政令指定都市や中核市を除きます。）に所在する地域密着型サービス事業者を対象としています。

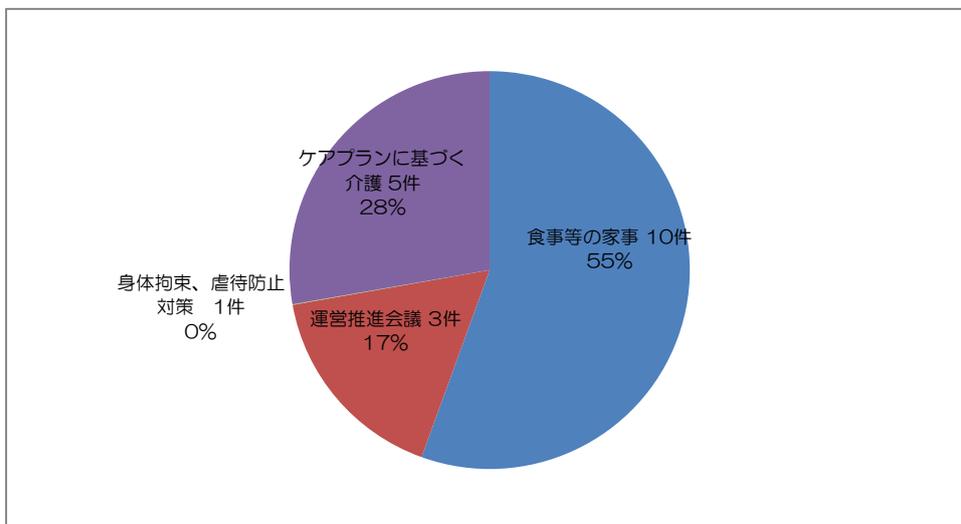
(3) 実績

ア. 実施件数

（単位：事業者）

県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
富山県	1	1	1
石川県	3	5	4
岐阜県	3	5	5
静岡県	3	4	5
愛知県	10	3	4
三重県	4	2	2
管内計	24	20	21

イ. 平成23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）



事項	指導事項	件数
食事等の家事について	・食事等の家事が可能な利用者については、職員と共同で行うよう検討すること。	10
運営推進会議について	・出席者は、特定することなく多くの家族に出席を求め、要望、助言を聴くこと。	3
身体拘束、虐待防止対策について	・利用者に対して身体拘束（夜間、4点柵を設置）を行っているが、家族の同意を得るための書類に、「解除する予定日」が明記されていないので改めること。	1
ケアプランに基づく介護について	・現場職員が利用者各人のケアプランを十分理解すること。 ・日々記録する介護記録は介護目標と連動が図られるよう工夫して記載すること。	5

2. 業務管理体制の整備関係について

2-1 自治体（県・市町村等）に対する報告の徴収【自治体指導】

(1) 業務内容

県又は市町村などが実施する介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する監督事務について均一な検査水準等の確保を図るため、主として確認検査（一般検査・特別検査）の実施状況等について、実地に聴取し、助言等を行っています。

※根拠法令：介護保険法第197条第2項

（一〇メモ）～業務管理体制の整備～

「業務管理体制の整備」とは、介護サービス事業者自らがその組織形態に見合った法令等遵守のために必要な合理的な体制の整備を義務付ける制度で、平成20年の介護保険法改正により創設されました。その整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

(2) 業務対象

管内6県とその6県に所在する市町村など（広域連合等を含み、政令指定都市、中核市を除きます。）を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

県（平成24年度から厚生労働本省対応）		市町村等（単位：保険者） （平成23年度から厚生局対応）	
県名	実施年度	県名	平成23年度
富山県	平成23年度	富山県	1
石川県	平成22年度	石川県	4
岐阜県	平成22年度	岐阜県	5
静岡県	平成23年度	静岡県	5
愛知県	平成22年度	愛知県	4
三重県	平成23年度	三重県	2
		管内計	21

イ. 平成23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）

事項	指摘事項	件数
業務管理体制の整備に関する届出について	・未届け事業者を確実に把握すること。 ・未届け事業者に対して、届出を励行するよう定期的な指導に努めること。	1
確認検査について	・実施要綱を早急に策定すること。	7

2-2 介護サービス事業者に対する確認検査

(2-2-1 一般検査)

(1) 業務内容

介護事業運営の適正化について一層の推進を図るため、業務管理体制の届出を行った介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備状況などについて実地により聴取し、助言等を行っています。

※根拠法令：介護保険法第115条の33第1項

(2) 業務対象

次の介護サービス事業者を対象としています。

- ア. 指定などを受けている介護サービス事業所又は施設が、管内にある2以上の県に所在する介護サービス事業者
- イ. 指定などを受けている介護サービス事業所又は施設が、東海北陸厚生局を含む2の地方厚生局管轄区域内に所在する介護サービス事業者のうち、その主たる事業展開地域が東海北陸厚生局の管轄区域内である介護サービス事業者

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位：事業者)

主たる事務所の所在地	平成22年度	平成23年度
富山県	0	3
石川県	1	0
岐阜県	3	2
静岡県	2	2
愛知県	6	8
三重県	2	1
東京都	1	0
管内計	15	16

イ. 平成23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）

事項	指導事項	件数
法令等遵守体制の整備について	・法令等を遵守するための方針を早急に策定すること。 ・研修や朝礼等の機会を通じて法令等遵守について注意喚起を行うこと。	1

(2-2-2 特別検査)

(1) 業務内容

東海北陸厚生局に業務管理体制の届出を行った介護サービス事業者において、指定等取消相当の事案が発覚した場合は、業務管理体制の整備状況や当該事案に対する組織的関与の有無などを実地により検証した上で、必要に応じて勧告などの行政処分を行っています。

※根拠法令：介護保険法第115条の33第1項

(2) 業務対象

次の介護サービス事業者のうち、指定等取消相当の事案が発覚した者を対象としています。

ア. 指定等を受けている介護サービス事業所又は施設が、管内にある2以上の県に所在する介護サービス事業者

イ. 指定等を受けている介護サービス事業所又は施設が、東海北陸厚生局を含む2の地方厚生局管轄区域内に所在する介護サービス事業者のうち、その主たる事業展開地域が東海北陸厚生局の管轄区域内である介護サービス事業者

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位：事業者)

主たる事務所の所在地	平成22年度	平成23年度
富山県	0	0
石川県	0	0
岐阜県	0	0
静岡県	0	0
愛知県	0	1
三重県	0	0
東京都	0	0
管内計	0	1

イ. 平成23年度の勧告事項

事項	勧告事項
法令等遵守体制の整備について	<ul style="list-style-type: none">・ 法人の法令遵守方針を明確化し、業務管理体制が有効に機能する組織体制を整備すること。・ 法令遵守責任者の組織内の位置付け、職務内容及び権限を明確にするとともに、法人内で意思決定された法令遵守規程を策定すること。・ 法令遵守責任者はその職務権限を適切に行使し、法令等遵守の取組の推進及び徹底を図ること。

3. 社会福祉法人の認可等及び指導監査について

3-1 社会福祉法人の認可等

(1) 業務内容

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、所轄庁（国・都道府県・政令指定市・中核市といいます。）の認可を受けて設立された法人です。

※根拠法令：社会福祉法

東海北陸厚生局では、社会福祉法人の設立、定款の変更などの認可などを行っています。

(2) 業務対象

管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域において事業を行う法人を対象としています。

（単位：法人）

管内法人数(県別)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
岐阜県	1	2	2
静岡県	5	5	6
愛知県	11	13	14
三重県	1	1	1
管内計	18	21	23

(3) 実績

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人設立の認可	0	0	0
定款変更の認可	11	10	16
基本財産処分の承認	2	1	1
基本財産担保提供の承認	0	2	2
合計	13	13	19

3-2 社会福祉法人の指導監査

(1) 業務内容

社会福祉法人の適正な法人運営や円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、実地により指導監査を行っています。

※根拠法令：社会福祉法第56条第1項

指導監査は概ね2年に1回を基本に行いますが、これまでの指導監査の結果をもとに、「毎年実施」、「通常実施（2年に1回）」、「4年に1回の実施」の3段階に区分し、計画的に行っています。

(2) 業務対象

管内6県に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域において事業を行う法人を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位：法人)

法人の種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度
老人福祉事業を主たる事業とする社会福祉法人	4	4	4
保育、障害者福祉を主たる事業とする社会福祉法人	1	6	1
合計	5	10	5

イ. 平成23年度の指導事項及び件数（軽微な事項を除く）

事項	指導事項	件数
組織運営	・ 役員の選任及びその手続を適切に行うこと。	1
	・ 理事会、評議員会において特定の理事、評議員が欠席しているため、改善を図ること。	3
	・ 理事会の開催に当たっては、定款に定める定足数を満たすこと。	1
	・ 理事会、評議員会議事録を適切に記載すること。	1
	・ 監事監査を適正に行うこと。	2
	・ 統括会計責任者を適切に設置すること。	1
会計管理	・ 経理事務処理を適切に行うこと。	3

4. 障害者自立支援業務に関する実地指導について

(1) 業務内容

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導等の状況について、実地により聴取し、助言等を行っています。

※根拠法令：障害者自立支援法第2条第3項、地方自治法第245条の4

(一ロメモ) ～障害者自立支援業務～

障害者自立支援業務とは、

- ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費や自立訓練（リハビリ等）、就労移行支援等の訓練などの障害福祉サービスの自立支援給付業務
- ・相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務をいいます。

(2) 業務対象

管内の6県を対象としています。

(3) 実績

ア. 実施件数

(単位：県)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	1	2	1

イ. 平成23年度の指導事項及び件数

事項	指摘事項	件数
自立支援医療機関の指定について	・指定日は、指定を決定した日の属する月の翌月初日とすること。	1
自立支援医療費の審査点検について	・生活保護受給者にかかる診療報酬明細書・連名簿の審査点検を適正に行うこと。	1

指導監査課／各県事務所

以下の業務については、保険医療機関等が所在する県を管轄する各県事務所（富山、石川、岐阜、静岡、三重）が行っています。なお、愛知県については、東海北陸厚生局指導監査課が行っています。

1. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険療養担当者に対する指導・監査について

（1）業務内容

ア. 指導の目的

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等の社会保険医療担当者に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的に次の指導を実施しています。

（ア）集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

（イ）集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて別に簡便な面接懇談方式により行います。

（ウ）個別指導

個別指導は、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査の目的

社会保険医療担当者の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療（調剤）報酬の請求が適正であるかなどを確認することを目的として実施しています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

○集団指導

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	医科	31	686	112
	歯科	25	444	86
	薬局	48	371	68
	指定訪問 看護事業所	35	36	36
	計	139	1,537	302

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	医科	184	2,084	237
	歯科	151	1,730	32
	薬局	88	1,541	82
	指定訪問 看護事業所	0	22	0
	計	423	5,377	351

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	医科	408	1,039	14
	歯科	0	512	10
	薬局	349	418	24
	指定訪問 看護事業所	0	0	46
	計	757	1,969	94

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	医科	180	4,253	129
	歯科	130	3,663	102
	薬局	168	2,602	141
	指定訪問 看護事業所	0	0	253
	計	478	10,518	625

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	医科	1,069	1,109	52
	歯科	0	955	29
	薬局	0	804	29
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1,069	2,868	110

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	医科	1,289	2,393	1,432
	歯科	0	866	174
	薬局	37	629	119
	指定訪問 看護事業所	78	0	74
	計	1,404	3,888	1,799

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	医科	3,161	11,564	1,976
	歯科	306	8,170	433
	薬局	690	6,365	463
	指定訪問 看護事業所	113	58	409
	計	4,270	26,157	3,281

○集團の個別指導

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	医科	58	56	39
	歯科	31	34	32
	薬局	23	26	26
	計	112	116	97

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	医科	153	174	183
	歯科	135	143	144
	薬局	119	122	125
	計	407	439	452

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	医科	41	51	58
	歯科	39	39	40
	薬局	29	28	29
	計	109	118	127

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	医科	300	336	331
	歯科	263	289	293
	薬局	207	189	194
	計	770	814	818

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	医科	100	97	86
	歯科	78	64	71
	薬局	60	68	76
	計	238	229	233

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	医科	99	60	67
	歯科	68	63	69
	薬局	49	43	47
	計	216	166	183

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	医科	751	774	764
	歯科	614	632	649
	薬局	487	476	497
	計	1,852	1,882	1,910

○個別指導

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	医科	30	29	26
	歯科	17	11	21
	薬局	11	13	13
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	58	53	60

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	医科	18	22	23
	歯科	31	51	32
	薬局	60	12	2
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	109	85	57

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	医科	13	12	24
	歯科	16	21	21
	薬局	6	10	16
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	35	43	61

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	医科	21	15	26
	歯科	23	35	56
	薬局	17	42	90
	指定訪問 看護事業所	0	0	4
	計	61	92	176

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	医科	15	39	38
	歯科	31	32	16
	薬局	4	28	27
	指定訪問 看護事業所	0	0	2
	計	50	99	83

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	医科	17	21	34
	歯科	33	34	35
	薬局	21	28	28
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	71	83	97

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	医科	114	138	171
	歯科	151	184	181
	薬局	119	133	176
	指定訪問 看護事業所	0	0	6
	計	384	455	534

○新規個別指導

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	医科	9	15	13
	歯科	7	6	6
	薬局	0	0	14
	計	16	21	33

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	医科	63	80	50
	歯科	25	46	44
	薬局	16	66	44
	計	104	192	138

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	医科	9	16	14
	歯科	14	13	10
	薬局	23	24	24
	計	46	53	48

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	医科	60	152	144
	歯科	46	57	71
	薬局	24	63	163
	計	130	272	378

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	医科	37	39	29
	歯科	18	19	34
	薬局	43	35	32
	計	98	93	95

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	医科	40	31	28
	歯科	19	23	13
	薬局	0	12	32
	計	59	66	73

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	医科	218	333	278
	歯科	129	164	178
	薬局	106	200	309
	計	453	697	765

○監査

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	1

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	医科	0	0	2
	歯科	2	3	3
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	3	3	5

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	医科	1	1	1
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	1	2

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	医科	1	2	6
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	2	7

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	医科	0	1	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	1	1

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	医科	0	2	1
	歯科	1	1	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	3	2

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	医科	2	6	11
	歯科	3	4	7
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	6	10	18

2. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 業務内容

ア. 医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

指定を受けた医療機関及び薬局は保険医療機関及び保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ. 保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

東海北陸厚生局では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

ウ. 東海北陸厚生局では、これらの保険医療機関等の指定のほか、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定を行っています。

(2) 業務対象

ア. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局

イ. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師

ウ. 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

保険医療機関等の指定状況等は、次のとおりです。

○保険医療機関等指定状況（平成23年度）

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局
富山県	指定	21	13	31
	更新	186	125	72
石川県	指定	28	15	41
	更新	222	130	77
岐阜県	指定	40	35	61
	更新	338	262	217
静岡県	指定	94	66	103
	更新	561	504	330
愛知県	指定	205	99	202
	更新	1,126	893	546
三重県	指定	46	27	43
	更新	377	249	126
管内計	指定	434	255	481
	更新	2,810	2,163	1,368

○保険医療機関等数（平成24年3月31日現在）

（単位：機関）

県名	医科	歯科	薬局	指定訪問 看護事業所	計
富山県	750	474	369	43	1,636
石川県	828	519	426	65	1,838
岐阜県	1,413	983	964	117	3,477
静岡県	2,420	1,816	1,627	168	6,031
愛知県	4,677	3,756	2,935	347	11,715
三重県	1,410	889	695	99	3,093
管内計	11,498	8,437	7,016	839	27,790

○保険医等数（平成24年3月31日現在）

（単位：人）

県名	医師	歯科医師	薬剤師	計
富山県	3,017	689	1,818	5,524
石川県	3,865	776	2,558	7,199
岐阜県	4,698	1,797	3,673	10,168
静岡県	8,781	3,020	7,604	19,405
愛知県	19,923	6,749	14,977	41,649
三重県	4,652	1,369	3,148	9,169
管内計	44,936	14,400	33,778	93,114

3. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

（1）業務内容

ア. 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ. 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

（2）業務対象

保険診療又は保険調剤を行っている保険医療機関及び保険薬局等

(3) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	医科	25	29	37
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	25	29	37

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	医科	19	18	20
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	1
	計	19	18	21

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	医科	19	22	37
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	19	22	37

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	医科	1	6	34
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	1	6	34

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	医科	27	16	18
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	17
	計	27	16	35

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	医科	12	27	48
	歯科	0	0	0
	薬局	0	12	0
	計	12	39	48

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	医科	103	118	194
	歯科	0	0	0
	薬局	0	12	18
	計	103	130	212

4. 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務及び指導・監査について

(1) 業務内容

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの申出について、審査、受理等を行っています。

ア. 指導

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾・登録した柔道整復師を対象として、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて個別に面接懇談方式により行います。

イ. 監査

柔道整復師による療養費の請求内容等が法令の規定に従って適正に実施されているかを確認することを目的として実施しています。

(2) 業務対象

柔道整復師及び柔道整復を行っている施術所等

(3) 実績

柔道整復師の指導実施状況及び受領委任の取扱いの承諾並びに登録をした柔道整復師等数は、次のとおりです。

○柔道整復師の指導実施状況

(単位：機関)

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
富山県	集団指導	0	24	32
	個別指導	5	8	14
	計	5	32	46

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
静岡県	集団指導	57	53	62
	個別指導	0	0	4
	計	57	53	66

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川県	集団指導	0	0	0
	個別指導	0	5	6
	計	0	5	6

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
愛知県	集団指導	161	195	186
	個別指導	1	2	5
	計	162	197	191

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
岐阜県	集団指導	0	0	29
	個別指導	1	12	3
	計	1	12	32

県名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
三重県	集団指導	21	14	24
	個別指導	1	2	4
	計	22	16	28

管内計		平成20年度	平成21年度	平成22年度
管内計	集団指導	239	286	333
	個別指導	8	29	36
	計	247	315	369

○受領委任の取扱いの承諾並びに登録をした柔道整復師等数

(平成24年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	611	599
石川県	420	415
岐阜県	692	692
静岡県	823	820
愛知県	1,963	1,961
三重県	314	312
合計	4,823	4,799

5. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1) 業務内容

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内各県に設置しており、その庶務を行っています。

(2) 実績

県ごとに毎月1回部会を開催しています。

麻薬取締部

1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

(1) 業務内容

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらせない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として麻薬取締官等を派遣し、講演活動を行っています。

(2) 実績

ア. 薬物乱用防止教室、小・中学校、高校、各種研修会、講習会に講師として当部職員及び麻薬取締官OBを計27回派遣し、延べ3,500名を対象にして麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しました。



イ. 平成23年11月23日、富山県富山市において富山大会を開催し、作家で高野山真言宗僧侶の家田荘子氏による特別講演を行いました。

2. 薬物事犯の取締について

(1) 業務内容

薬物事犯検挙人員の推移をみると、我が国の主要な薬物乱用は覚醒剤事犯で、全体の約8割を占めています。大麻、麻薬・向精神薬等の薬物も含め、検挙人員はやや減少傾向が見られるものの、高水準で推移しており、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、麻薬取締部では各関係機関と連携し、取締を強化してい



ます。

(2) 実績

ア. 平成23年の薬物法令違反検挙数は、53件38名でした。平成22年と比較して、検挙件数、人員とも減少しました。

イ. インターネットを利用した組織的覚醒剤密売事犯につき、他の地方厚生局麻薬取締部とも協力して捜査を実施し、覚醒剤の顧客等計5人を検挙しました。

なお当該事件は平成24年に至り、主犯格を含む関係者等計4名を検挙し、現在麻薬特例法の適用を視野に入れ、捜査続行中です。

ウ. イラン人による規制薬物密売事犯を捜査し、密売人1名を検挙し、関連場所から覚醒剤、大麻、MDMAコカイン等様々な密売用規制薬物を押収しました。

エ. 平成23年6月16日、三重県津市において東海北陸地区麻薬取締協議会を開催し、関係機関と規制薬物の取締状況にかかる意見交換を行い、今後の対応策等について協議しました。

3. 再乱用防止対策について

(1) 業務内容

麻薬取締部では、官民を問わず、薬物の再乱用防止活動に携わる方々を対象に再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員を一同に会し薬物中毒対策連絡会議をそれぞれ開催しています。その他業務として、当部で検挙した初犯者のうち、希望者に対し、再び薬物を乱用させないための施策として、初犯者等に対する再乱用防止対策プログラムを実施しております。

(2) 実績

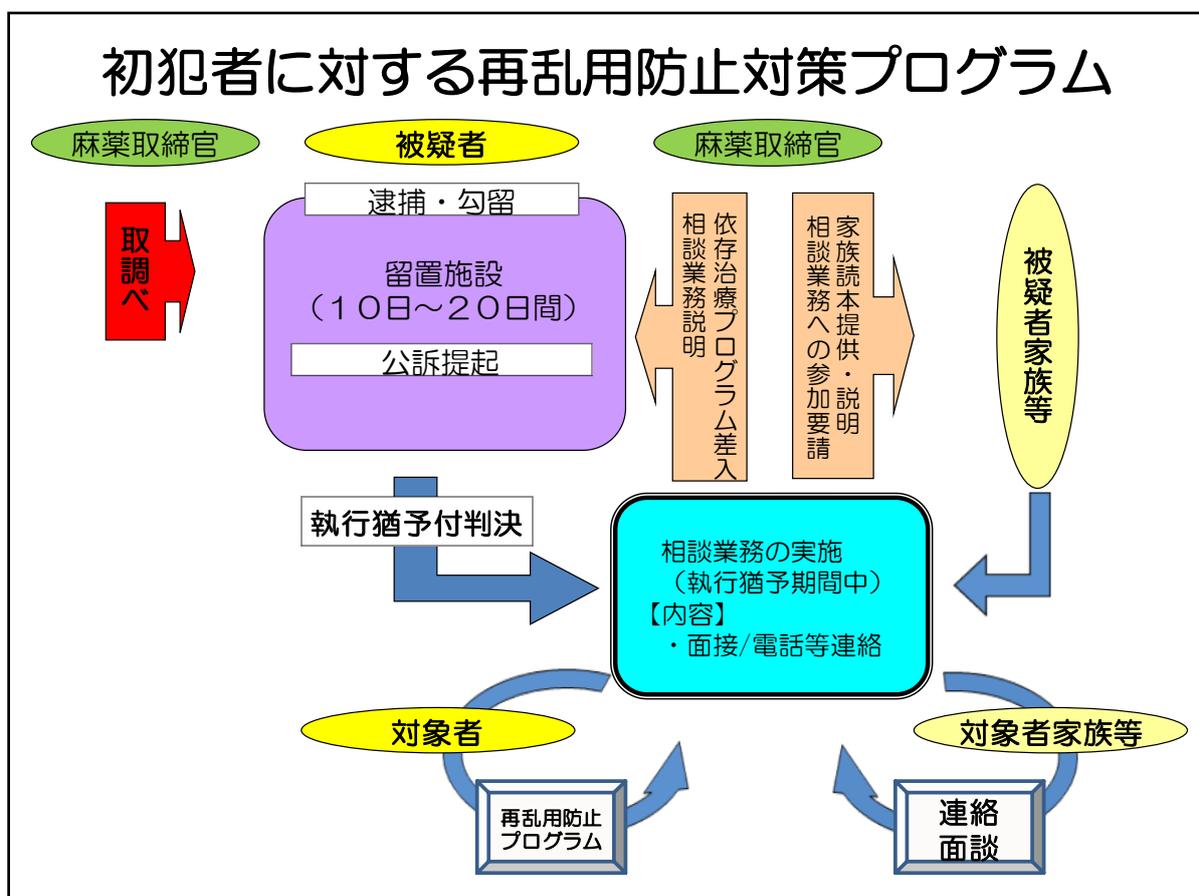
ア. 平成23年10月4日、名古屋市内において、乱用薬物にかかる相談を受ける側の意識を高め、その資質向上に役立てるとともに、地域全体の再乱用防止に関する意識と知識の向上を図ることを目的として、一般公開による再乱用防止対策講習会を開催しました。講習会においては、薬物依存に関する

研究を行う専門家、薬物依存者を抱える家族会及び愛知県健康福祉部医薬安全課職員がそれぞれ講演を行いました。

イ. 平成23年10月4日、名古屋市内において薬物中毒対策連絡会議を開催し、関係機関の協力と連携強化のもと、薬物の再乱用防止に向けた対策とその取り組みについて協議しました。会議には、管内各県精神保健指定医、麻薬中毒者相談員、各県薬務主管課、保健所、精神保健福祉センター、保護観察所、警察、医療機関等、関係機関の担当者の出席のもと開催しました。

ウ. 平成22年12月より全国地方厚生局麻薬取締部に先立ち、当部で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止対策プログラムを実施しています。麻薬取締官が、取締機関としての特徴を生かしながら、薬物の再乱用を防止するための支援・助言を行い、薬物依存からの回復を目的としたプログラムです。加えて、プログラム対象者の家族に対しても、必要に応じた助言・指導を行っています。

なお、同プログラム対象者やその家族には、薬物依存に対する理解を求めめるため、厚生労働省が作成した家族読本など資料の配付を行っています。



4. 相談業務について

(1) 業務内容

薬物乱用をなくすためには、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進が必要不可欠です。

このため、麻薬取締部では、薬物乱用者やその家族等を対象として、相談電話を介して麻薬取締官による相談業務を実施しています。

(2) 実績

当部設置の麻薬・覚醒剤等薬物相談電話による相談受理件数は、平成23年1月～12月末で103件（前年比+35件）でした。

そのうち、覚醒剤に関する相談は64件であり、大麻に関する相談は18件でした。相談者に対しては、その相談内容に応じて、麻薬取締官による面接や助言を行い、適切かつ迅速な対応に努めました。



5. 麻薬元卸売業者等に関する指導・監督について

(1) 業務内容

麻薬は、医療上極めて高い価値を有していますが、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。このため、我が国では、法令により、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導等を行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、麻薬元卸売業者等に関する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し立入検査を実施しています。

(2) 実績

管内の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設に対して、管内各県の麻薬取締員と合同で立ち入り検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行いました。

た。

また、昨今の向精神薬乱用問題に対応すべく、管内の72箇所の診療所、薬局に対する向精神薬に特化した立入検査を実施し、向精神薬乱用の現状を伝え、向精神薬に対する認識の向上と適正な管理を周知しました。

なお、当該立入検査により、三重県内の医院にて、医院事務職員が向精神薬を東京都内の医薬品卸売り業者に不正譲渡（横流し）している事実が発覚したため強制捜査に移行し書類送致しました。

（一口メモ）～薬物乱用～

社会規範から逸脱した目的や方法で薬物を自己摂取することを言います。

覚醒剤等の規制薬物は、法律によりその使用が禁止されていますので、一度でも使用すると乱用です。規制薬物だけでなく、医師から処方されていない人が医薬品を服用したり、処方された人でも用法・用量を守らずに服用することも乱用に当たります。